

第百八十九回国 参議院財政金融委員会會議録第八号

平成二十七年四月二十三日(木曜日)

午前十一時一分開会

委員の異動

四月七日

辞任

磯崎 哲史君

補欠選任

森本 真治君

四月八日

辞任

森本 真治君

補欠選任

磯崎 哲史君

四月十三日

辞任

大門実紀史君

補欠選任

山下 芳生君

四月十四日

辞任

山下 芳生君

補欠選任

大門実紀史君

四月十五日

辞任

尾立 源幸君

補欠選任

前田 武志君

四月十六日

辞任

長峯 誠君

補欠選任

岸 宏一君

四月十七日

辞任

前田 武志君

補欠選任

尾立 源幸君

岸 宏一君

長峯 誠君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

古川 俊治君

愛知 治郎君

若林 健太君

大久保 勉君

西田 実仁君

藤巻 健史君

委員

石田 昌宏君

大家 敏志君

伊達 忠一君

塚田 一郎君

長峯 誠君

西田 昌司君

森 まさこ君

山本 一太君

磯崎 哲史君

尾立 源幸君

大塚 耕平君

風間 直樹君

前川 清成君

竹谷とし子君

大門実紀史君

中山 恭子君

中西 健治君

平野 達男君

麻生 太郎君

宮下 一郎君

山際大志郎君

小野 伸一君

島根 悟君

武内 良樹君

黒田 東彦君

岩田規久男君

日本銀行政策委員会審議委員
原田 泰君

日本銀行理事
雨宮 正佳君

日本銀行理事
櫛田 誠希君

日本銀行理事
武田 知久君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○財政及び金融等に関する調査

(日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件)

○株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(古川俊治君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、政府参考人として警察庁長官官房審議官島根悟君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古川俊治君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行総裁黒田東彦君、同副総裁岩田規久男君、同政策委員会審議委員原田泰君、同理事雨宮正佳君、同理事櫛田誠希君及び

同理事武田知久君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(古川俊治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(古川俊治君) 財政及び金融等に関する調査のうち、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件を議題といたします。

日本銀行から説明を聴取いたします。黒田日本銀行総裁。

○参考人(黒田東彦君) 日本銀行は、毎年六月と十二月に通貨及び金融の調節に関する報告書を国会に提出しております。本日、我が国経済の動向と日本銀行の金融政策運営について詳しく御説明申し上げる機会をいただき、厚く御礼申し上げます。

最初に、我が国の経済金融情勢について御説明申し上げます。

我が国の景気は、緩やかな回復基調を続けています。企業部門について、今公表した三月短観を見ますと、企業の業況感総じて良好な水準を維持しています。企業収益は今年度も高水準を維持する見通しであり、こうした中、企業は前向きな投資スタンスを維持しています。輸出は持ち直しており、在庫調整の進捗などもあって生産も持ち直しています。また、昨年に続き今年の春闘においても、多くの企業でベースアップを含めた賃上げが実現する見通しにあるなど、雇用・所得環境は着実な改善が続いており、個人消費は全体としては底堅く推移しています。このように、企業部門、家計部門共に、所得から支出への前向きな循環メカニズムはしっかりと作用し続けています。先行きについても、景気は緩やかな回復基調

を続けていくと考えられます。

こうした経済活動を支える我が国の金融環境は、緩和した状態にあります。企業の資金調達コストは低水準で推移しているほか、銀行貸出残高は緩やかに増加しています。

物価面を見ますと、消費者物価、除く生鮮食品の前年比は、消費税率引上げの直接的な影響を除いたベースで見てゼロ程度となっています。先行きは、エネルギー価格下落の影響から、当面はゼロ程度で推移すると見えています。もともと、需給ギャップの改善や中長期的な予想物価上昇率の上昇を背景に、物価の基調は着実に高まっていますと見られます。こうした下で、消費者物価の前年比は、原油価格が現状程度の水準から先行き緩やかに上昇していくとの前提に立てば、原油価格下落の影響が剥落するに伴って伸び率を高め、二〇一五年度を中心とする期間に二〇程度に達する可能性が高いと見えています。ただし、原油価格の動向によって二〇に達する時期が多少前後する可能性はある点は留意が必要です。

次に、日本銀行の金融政策運営について御説明申し上げます。

日本銀行は、一昨年四月、二〇の物価安定の目標を、二年度程度の期間を念頭に置いて、できるだけ早期に実現するために、量的・質的金融緩和を導入しました。さらに、昨年十月には、量的・質的金融緩和の拡大を決定しました。量的・質的金融緩和は所期の効果を発揮しており、デフレマインドの転換は着実に進んでいます。

日本銀行は、二〇の物価安定の目標の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な時点まで量的・質的金融緩和を継続します。その際、経済・物価情勢について上下双方方向のリスク要因を点検し、必要な調整を行う方針です。

ありがとうございます。

○委員長(古川俊治君) 以上で説明の聴取は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○愛知治郎君 おはようございます。自民党の愛知治郎です。よろしく願いをいたします。

さて、黒田総裁、大変お忙しい中だと思えますけれども、この日銀報告に対する質疑というの、積み残しもございますので、しっかりと議論をさせていただきたいと思えます。御協力をいただきたいと思えます。

本日は、景気、経済の動向全般についての議論をさせていただいたかったんですが、その本題に入る前に一点お伺いをしたいと思えます。セキリティについてであります。

昨日、総理官邸の屋上にドローンが落下したという報を聞きまして、私も驚きましたけれども、物騒な世の中になったなと思うことと、また、こういった民主主義に対する挑戦のような行為、調査は今進んでいるところでありませうけれども、許してはならない。ただ、現実的対応として、セキリティ・体制を強化していかなければいけないというふうな考えております。

また、先日のことなんですが、ECBのドラギ総裁が記者会見をしているところに、いきなり女性があつて、テーブルですね、壇上に飛び上がつてピラをまいて騒いだという事件がございました。こういった事件もありますし、また、先日のことですが、韓国において米国の大使が切り付けられるという事件もございました。

これから、こういったセキリティに関しても改めて見直しをしていかなければいけないと思えますが、日銀総裁のセキリティの現状について確認をさせていただきたいと思えます。

○参考人(武田知久君) 日本銀行では、記者会見に参加する報道関係者を含めまして、建物の中に入る入館者の本人確認を徹底するなどセキリティに関しまして十分注意を払っております。

今後とも、日本銀行として、対外的なコミュニケーションの充実を図りつつ、総裁を始めとする役員員などのセキリティの確保にも万全を期してまいりたいと考えております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

余り詳細について問い詰めるというか聞くのは、またセキリティ上問題があるのでこれぐらいにしておきたいと思えますけれども、はつきりと申し上げたいと思えます。日銀総裁の立場、いろんなこれから政策的議論またされまし、今はいいですけれども、また考え方の違う方たちがいろいろ指摘されることもあるでしょうし、日銀総裁がこれは身分的にも物理的にも守られているというの、やはりそういったいろんな意見やいろんな考え方の違いを乗り越えて、本当に国のため国際情勢のために正しい政策を実行していただく、そのために守られているわけですから、その体制は強化していただきたい、しっかりと確保していただきたいと思えます。

私は、改めて提言をさせていただきますが、この今の状況における一段階上のセキリティを取っていただきたい、そういうふうな思えますので、まず、これは通告ではないんですけれども、感想というか、総裁自身のお考え方を聞かせていただければと思えます。

○参考人(黒田東彦君) 大変温篤な御意見を伺いまして、私も身の引き締まる思いでございますけれども、御指摘のようなことを十分踏まえて、しっかりとセキリティも含めて対応してまいりたいと思っております。

なお、先日、ワシントンで会議がございました、その際にはドラギECB総裁にもお会いしまして、そのときの状況なども伺いましたし、十分注意してまいりたいと思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

国際会議であるとか他国に行けばそちらのセキリティに基本的には従うということでありませうけれども、十分気を付けて対応していただきたいというふうに思えます。

では、本題に入りたいと思えます。

景気、経済全般の話に移りたいと思えますが、今、統一地方選挙の後半戦が行われているところでありませうけれども、いろんな意見、お伺いをするとところがございます。多くの方の意見は、日

本経済全体としては、景気はこれは良い方向に向かつていると考えているけれども、やはり地方や中小企業まではなかなかその恩恵が行き渡っていないのではないかとこの話をよく聞きます。

日銀には支店長会議とか様々な情報収集の機会があると思うんですけども、その支店長会議等々の報告も踏まえて、現状認識のようになっているのか、お伺いをしたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) まず、日本経済全体としては、企業部門、家計部門共に所得から支出への前向きな循環メカニズムが作用しております。景気は緩やかな回復基調が続いているというふうな考えております。特に企業部門では収益が過去最高水準まで増加しております。設備投資も緩やかな増加基調にございます。家計部門を見ますと、失業率が構造的失業率近傍まで低下しております。賃金も緩やかに増加するというところで、雇用者所得は緩やかに増加しており、個人消費も全体としては底堅く推移しております。

そういったことで、日本経済全体としては良い方向に向かつておる、好循環のメカニズムが働いているというふうに思いますが、御指摘のように日本の各地域ではどうかということになりますと、今月行われた支店長会議での報告によりますと、確かに景気は緩やかな回復基調にあるという評価でありますし、その中でも、特に北陸、東海、近畿の三地域では回復テンポが高まって景気判断を引き上げるといふ報告もございました。

ただ、やはりこの間、為替や国際商品市況がかなり変動しまして、その影響というものは当然業種や企業規模によつて異なりますし、各地域間では産業構造が異なっておりますので、その効果の波及具合にもやはりばらつきがあるというふうな感じられました。

日本銀行といたしましては、本支店を通じて地域経済の現状の把握に引き続き全力を挙げて取り組み、そうした中で得られた情報というものを十分に生かしながら適切な政策運営を行つてまいりたいと思っております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

地域によってばらつきがあるということでございますけれども、全体としてやはり押し上げていくことが大事だということに思います。その点ではいい方向に向かっているんだと思います。

また、個人所得に關しても、これは徐々にではあるけれども増えているということでありましたが、一方で、所得が増えてもなかなか消費が伸びていないのではないかとこのように感じています。足下の個人消費についてはどのように見ているか、お考えを伺いたいと思います。

○参考人(雨宮正佳君) お尋ねがございました個人消費の動向、昨年から動きを振り返ってみますと、確かに昨年の消費税率引上げ後の落ち込みが長引いたことは事実であるというふうに認識しております。その背景としては、一つは、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減ですとか実質所得減少の効果が大きかったということ、昨年の場合にはやはり天候不順の影響があったということもあつたというふうに考えております。

ただ、この間、消費の基調を形成する大きな環境を見てみますと、先ほど先生からも御指摘ございましたけれども、雇用・所得環境は改善が続けておりますし、タイトな雇用情勢や良好な企業収益を背景に、名目賃金、緩やかに上昇してございます。今春の賃金交渉では、ベースアップも含めた賃上げについて昨年を上回る回答を示す企業が増えてございますし、雇用者数が増えていますので、賃金掛ける雇用者というふうに見た雇用者所得全体でございますけれども、こちらの増加はより明確でございます。

したがって、足下の個人消費は一部で改善の動きに鈍が見られるということは事実でございますけれども、マインド面は持ち直しの動きが見られておりますし、消費税率引上げ後の反動減等に起因する下押し圧力につきましても収束しつつあるということでございますので、先行きにつきましては、この雇用・所得環境の着実な改善が続く下で個人消費、底堅く推移していくのではな

いかというふうに見てございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

消費税率の反動減であるとか天候要因というお話がありましたけれども、やはりマインドが一番大きいと思います。総裁の取っている今の政策についても、アベノミクス全体についても、やはり皆さん動向を見守っていて、何とかいい方向に行つてほしいと思つていらっしゃるんですが、まだまだどうなるか分からない。だから、ちよつと迷つているところがあると思うので、これからが正念場だと思つて、是非頑張つていただきたいというふうに思います。

今回の報告においては、消費者物価なんですすが、前年比ゼロ程度にとどまつているという報告がございました。この先行きについてお伺いしたいというふうに思います。

○参考人(黒田東彦君) 物価上昇率は、特にエネルギー価格の下落の影響から各国でも低下しております。日本でも消費者物価の前年比が消費税率引上げの直接的な影響を除いたベースで見るとゼロ程度となつております。もつとも、需給ギャップあるいは中長期的な予想物価上昇率によつて規定される物価の基調的な動きには変化は見られておりませんので、先行き、物価の基調は着実に改善していくと考えております。

そうした下で、消費者物価の前年比は、原油価格の動向によつて多少もちらん前後する可能性があるというところは先ほど申し上げたわけですが、これも、原油価格が現状のような水準から先行き緩やかに上昇していくという前提に立ちますと、原油価格下落の影響が剥落するに伴つて伸び率を高めて、二〇一五年度を中心とする期間に二%程度に達する可能性が高いというふうに見ております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、石油価格の動向というのはなかなか予測し難いところがありまして、実はワシントンの会議でも石油価格の動向についていろいろな議論がありましたけれども、先ほど申し上げたような、現状ぐら

からだんだん緩やかに上がっていくというのは、石油価格の先物価格を参考に、市場の想定を参考にして見ているわけですが、市場の想定自体も現実の中で上に行つたり下に行つたりしますので、十分よく見ていきたいというふうな思つております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

原油価格、この原油価格という言葉は聞く、私は個人的に大変センシティブに感じてしまうんですが、この原油価格が物価に与える影響、相当程度あるということでしたが、基本的にこの原油価格の下落、日本経済にとつて私はプラスだと思つておりますので、物価を押し下げる効果があるとしても、特にこれに対応する政策等々は必要ないと思つていらっしゃるんですが、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) この原油価格の下落を金融政策上どう位置付けるかということについては、各国の中央銀行が採用している考え方の筋道というのがございまして、御指摘のように、まず何よりも原油価格の下落は経済にとってプラスの効果を持つということで、基本的には、原油価格の下落そのものに何らかの金融政策を動かすということとはしないということでありまして、けれども、しかしながら、それが予想物価上昇率の変化を通じて賃金や価格設定などに対して二次的な影響を与える、あるいはそのリスクがあるということになると、やはり政策的に対応するというところになるかと思つております。

この点、日米欧の金融政策の対応を見ますと、米国では今申し上げたような二次的な影響というものがあるに反して、逆に言いますと、二%の物価安定目標の付近に予想物価上昇率が比較的にアンカーされているということで特別な対応はしておりませんけれども、日本銀行と欧州のECBは、やはりその予想物価上昇率が下落していく、そういうおそれに鑑みまして追加的な金融緩和というのを行つたわけでございます。

行も拡大を行つたわけですが、その効果もありまして、幸い予想物価上昇率は、毎月毎月の原油価格の下落によつて消費者物価上昇率はほとんど落ちてきたわけですが、予想物価上昇率自体はやや長い目で見ますと全体として上昇しております。また企業の賃金とか価格設定行動にも前向きな傾向が続いておりますので、そういったことから申し上げますと、昨年十月の量的・質的金融緩和の拡大というのは一定の効果があつたのではないかとこのように思つておりますが、基本的な考え方は委員御指摘のとおりでございます。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

もう時間が迫つてきておりますので、最後の議題に移りたいと思います。欧州の状況でございます。

二十四、二十五でユーロ圏財務相・中央銀行総裁会議が開かれる。そこでギリシャの支援延長の改革案について議論がされるやに聞いておりますけれども、最近のこのギリシャ情勢を踏まえた上での欧州債務問題に関する見通しについてお伺いしたいと思つております。

○参考人(黒田東彦君) 本件もワシントンで様々な議論があつたところでございますが、御承知のように、ギリシャは、現在の支援プログラムの下で四か月間の支援延長に関する合意というものが二月にできまして、その合意に沿つて引き続き関係諸機関との間で経済再建策の具体化交渉を進めております。仄聞するところによりますと、ワシントンでもそういった交渉が行われていたようでございます。

四月末の、いろいろな期限が迫つてくる中で、まだ合意に達していない、御指摘の二十四日のユーロ圏の財務大臣会合を控えてまだ合意ができていないということは事実でありまして、政府の資金繰りがかなりタイト化しているということもあつて市場ではかなり緊張した状況が続いております。今後も、ギリシャ政府と関係諸機関との交渉の帰趨も含めて、ギリシャの情勢として欧州に

おける債務問題の展開については注意深く見てまいりたいと思っております。

私どもとしては、適切な合意ができて、債務問題について大きな問題を生じないようになることを切に希望しております。

○愛知治郎君 ありがとうございます。

では、最後の質問、一番聞きかたつたところなんですけれども、こういったギリシャの問題、予断を許さないとか、どうなるか分からないので慎重に見守っていかなければいけないんですが、それに関して影響を受けるかもしれないというところであるんですけれども、バーゼルの銀行監督委員会が銀行が保有する国債の金利リスクについて議論がされているようでありますけれども、この議論の趨勢と、それが邦銀経営に与える影響についてどのような見解をお持ちか、伺いたしたいと思います。

○参考人(樺田誠希君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、現在、バーゼル銀行監督委員会におきまして、銀行勘定の金利リスクに関する議論が行われているところでございます。

御承知のとおり、銀行の国債なんかの保有している資産、負債については、短期的な売買差益を目的とする取引については、トレーディング勘定に計上されて、それ以外の取引については銀行勘定に区分されるわけでございます。現在の枠組みにおきまして、金利リスクについては、トレーディング勘定については資本の賦課が求められているということになっているわけでございますけれども、さきの金融危機を踏まえて、その他の銀行勘定についてもこれをどうするかという議論が今行われているという状況でございます。

この議論は、国債に限らず、銀行勘定で保有する資産、負債全体のリスクを対象としたものでございまして、その内容については、規制の是非を含めて今様々な議論が行われている段階だということに認識いたしております。

いずれにしましても、日本銀行としては、金融機関が抱える金利リスクの実態を的確に把握した

上で、規制が及ぼす銀行経営や金融市場への影響を見極めながら適切に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○愛知治郎君 時間が参りましたので、これで終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○前川清成君 おはようございます。

今日はいつもと違ひまして報道用のマイクも出ております。岩田副総裁におかれましては、教壇にも立つておられましたので分かりやすく説明することはお得意だろうと思ひますので、是非、報道を接して副総裁の発言を見聞きされる国民の皆様方にも分かりやすいように、端的に御答弁をいただければ幸いです。

今日は、まずはいわゆる量的緩和についてお尋ねしたいんですが、不景気になりますとお金がない、だから、企業は設備投資をしない、個人も住宅を建てない、その結果需要が生じない。そこで、かつては公定歩合、日銀の各金融機関に対する貸出金利を下げた。公定歩合が下がった、各銀行は言わば仕入れ値が下がるわけですから安く金を貸すことができる。金利が安いんだから、そうしたら借金してでも工場を建ててみようか、住宅を建ててみようかと。これらの需要が言わば呼び水となって景気が回復すると、これがいわゆる教科書に書いてあったような金融政策であります。

ところが、今、日銀がやろうとしているのは、いわゆるマネタリーベース、世の中に供給するお金の量を増やそうと、二年間で二倍に増やそうと、そうしたら二年間で物価が二%上昇すると、これがアベノミクス的一本目か二本目か知りませんが三本の矢の一つであつて、クロダノミクスと言ふ人もあります。

そこで、まず岩田副総裁、お尋ねしたいのは、何のためにこの金融緩和を行うのかと。インフレを起こして庶民の暮らしを厳しくする、これは目的ではないだろうと思ひます。今お金が眠っている、だからインフレを起こすことでそのお金に目

を覚ましてもらおうと。デフレからインフレに誘導することで企業や個人がお金を使うようにする、お金が回り出すことによって企業や個人が景気が良くなっていく。こういう理屈だろうと思ふんですが、そうだとすると、世の中に供給するお金の量を増やしたらどうして企業や個人はお金を使うようになるのか。この点を、期待に働きかけるとかいうことはおっしゃらずに、分かりやすく御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(岩田規久男君) 日本銀行は、十五年にわたるデフレから脱却するために、二〇一三年四月に御案内のとおり量的・質的緩和を導入したわけでありまして、この量的・質的金融緩和というのは大きく分けて二本の柱から成つておることです。

一つは、二%という物価目標というのを、安定ということに、その実現に強くコミットメントする、コミットするということでありまして。

そして、もう一つの柱は、そのコミットメントを裏打ちするようなんです……(発言する者あり)大規模な金融緩和によって、今、予想物価上昇率を引き上げることをして、実際に予想物価上昇率はこの金融緩和、量的緩和以後、緩やかにですが、振れを伴いますけれども、上昇傾向を示しているわけであります。

そして同時に、名目金利というのは、長期名目金利、短期金利だけでなく長期金利も下げるということによって、名目金利から予想物価上昇率を引いた実質金利ですね、これを引き下げることによってあります。この実質金利を下げるといふことによって実物の民間需要が刺激されて経済の需給ギャップが縮小し、物価上昇に圧力が掛かるといふメカニズムになります。

ただ、その際に、同時に、実質金利が下がるということとは、どうしてそういうことが起こるのかと申しますと、デフレの予想が……

○委員長(古川俊治君) 答弁は端的に、質問者の趣旨に正面から答えるようにしてください。

○参考人(岩田規久男君) はい。

そういうメカニズムがあるということですが、ただ、その所期の効果がきつとやはり発揮しておりまして、消費税率引上げ前は、直接の影響を除くベースで、二〇一四年四月には一・五%まで実際に物価は上昇したわけであります。これは、量的緩和の前よりも二%ポイント上昇したということの意味します。

しかしながら、その後、消費税率引上げ後の反動減が長引いて、需要面の弱さが見られたことや、昨年夏場以降の原油価格が大幅に下落したというところで、実際は二%になっておりますが……

○前川清成君 あのね、副総裁、僕はその実質金利が云々かんぬんとか、そういうへ理屈は聞いていないんですよ。お金の供給量を増やしたらどうして企業や個人はお金を使うようになるんだかという質問、端的に答えてください。

○委員長(古川俊治君) 今の質問に端的にお答えください。

○参考人(岩田規久男君) やはりそれは実質金利が影響するということなんです。つまり、デフレの中でデフレ予想をしている場合には、お金を現金や預金で持っているだけで価値が上がるということになります。実際にそういう状況の中では、企業というのは普通はお金を、内部留保などを設備投資に使うわけですが、実際はそれを使わないで現金で持つてしまふというふうな、企業までもが持っているお金をため込むだけになってしまふと。それはやはりデフレ予想を変えてしなければできないということでありまして。

○前川清成君 今、岩田さんが答えているのは、金利が上がったら企業がお金を使うようになりますというのを答えている。僕が聞いているのは違ふんです。通貨の供給量、お金の供給量を増やしたらどうして使うようになるんですかと聞いています。

○参考人(岩田規久男君) 先ほどから申し上げましたとおり、物価安定の二%目標にまず強くコミットメントするということです、日本銀行が。このコミットメントが非常に大事だということ

す。そして、それを裏打ちするためにいわゆるマネタリーベースをどんどん増やしていく。その場合には、長期国債のような、そういう少し長めのものを買っていく、あるいはリスク性のあるものを買っていくということが大事であります。それによって予想がやっぱりデフレから実際インフレ予想に転換したわけですね。

ですから、そういうことで、お金を持っているだけでは、現預金だけ持っているだけでは駄目だということで、企業が支出に使い出す、あるいは消費者も支出に使い出すと、それが実際に起こったことであります。

○前川清成君 僕が岩田さんの講義を取っていたら、必ず単位を落としますね。言っている意味が分からないもの。

それで、岩田さん、何とのか、机上の空論じゃなくて、もっと分かりやすく具体的に答えてほしいんですが、例えば今極めて大事とおっしゃった、日銀が物価にコミットメントすると。中身はどういうことですか、具体的に。

○参考人(岩田規久男君) 中身は、二%の物価目標に向けてできるだけ早くそれを達成し、それを安定的に達成するまでにきちっと金融政策を、それに適切な運営をするんだという、そういうコミットメントです。それが人々の予想に働きかけるということでもあります。

○前川清成君 それは結局中身がないじゃないですか。物価を上げるために金融政策をしますと、分かっていますよ、それは。だから、物価を上げるために何をやるんですかということ。

それと、もう一度、最初聞きますけれども、日銀の目的は物価を上げることが最終目的なんですか。そうじゃなくて、世の中の寝ているお金が起きてもらうと、お金が動き出すことが、お金が回り出すことが最終目的なんでしょう。それに対して全然説明がない。

それで、日銀の金融政策が始まった時点で銀行の預貸率は七割を切っていました。地域金融機関だったら五割を切っていたところもあります。つ

まり、銀行に集まったお金の三割は貸し出されていなかった。お金がなぜ回らなかったのか。銀行にお金がないから銀行は貸したくても貸し出せないじゃなくて、銀行にはお金はいっぱいあった、お金はあつたんだけれども借りてくれるところがないからお金が動かなかった。それにもかかわらず、日本銀行が大量のお金を供給すると。どうしてそれでお金が動き出すのか。預貸率の現実を考えると、私はこの金融政策というのが、金融緩和というのがどれだけ実証的なものか極めて疑問に思っています。

これは釈迦に説法ですけども、二十五年三月時点のマネタリーベースが百四十六兆円、二十七年三月で二百九十六兆円、百五十兆円増えました。じゃ、金融機関の貸出総額はというと、二十五年三月で四百四十一兆円が去年の十二月の段階で四百六十一兆円、二十兆円しか増えていない。百五十兆円も世の中に供給されたお金はどこへ行ったのか。日本銀行の当座預金、二十五年三月時点で五十八兆円だったのが二十七年三月時点で二百一兆円、プラス百四十三兆円です。

つまり、日本銀行は世の中にせっせとせっせとお金を供給しているつもりなんだけれども、そのままだ日本銀行の当座預金で寝ている、お金は寝る場所を日銀の当座預金に移しただけ、これでどうやって景気が良くなるんですか。

○参考人(岩田規久男君) マネタリーベースは、量的・質的金融緩和の下で日銀が民間の銀行から大量の国債等を買入れて、その代金として民間銀行の日銀当座預金を増加させるということ、前年比三割台の伸びになっていますが、一方、マネーストックですが、銀行貸出しの前年比が二%台半ばのプラスの下で、マネーストックは全体では三%台の伸びになっています。量的金融緩和の下で大量のマネタリーベースの供給というのは、金利の低下を通じて銀行が貸出しを増加させやすい環境をつくるということでありまして、このことはマネーストックの増加にも寄与しております。

ただ、もともとマネーストックの伸びは、こうした環境の下で銀行の貸出し姿勢や個人や企業の資金需要にも影響されます。実際に企業の資金需要を見ると、潤沢な手元資金を持っているので、まずそれを使って生産に回す、あるいは設備投資に回すということをするわけでありまして、つまり、デフレマインドが変わってくることによって、インフレマインドになることによって内部資金を先ほど言った生産等に使うようになるということです。それで足りない人も企業もありますので、それはやはり銀行に貸出しを、今、銀行の金利は非常に下がっていて借りやすい状況になっていますので、借りるということでもあります。したがって、皆さんの今潤沢なまだ内部資金を持っているという状況では、マネタリーベースのすぐには貸出しが大幅に伸びるということはやはり時間が掛かってくると思います。

したがって、マネタリーベースの伸びとマネーストックの伸びが一對一に対応するわけではないということですが、今申し上げた経路でマネーストックはやはり増加はしているということでもあります。

○前川清成君 企業が皆さんの内部留保を抱えていること、これは二年前には分らなかったことなんですか。あるいは、企業がいわゆる間接金融じゃなくて直接金融に資金の入手を移行している、これは分らなかったことなんですか。それにもかかわらず、それにもかかわらずですよ、二年間で二倍にお金の供給量を増やしたら物価は二%上がります、景気が良くなりましたと、これは一体どういう理屈で言ったのが全然理解できないんです。

それで、申し上げたいと思いますけど、岩田さん、もうへ理屈は結構ですからね。僕の質問を繰り返すのも結構です。時間、三時間あるんだつたらやってもらってもいいけど。岩田さん、分かりやすく言ってくださいよ。あなたは、マネタリーベースを二倍にしたら二年後には二%のインフレが起こると、起こらなかったら辞めると、こま

でおっしゃったんだけど、マネタリーベースを二%にしたら、どういうプロセスをたどって、因果の流れをたどって二%のインフレが起こるんですか。

○参考人(岩田規久男君) この金融政策を始める前に、企業が潤沢な資金を持っているということを確認していなかったということではありません。十分認識しておりました。したがって、私が申し上げたのは、今言った政策をすることによってデフレマインドをインフレマインドに変えることによって、企業が内部で持っている資金を、現預金で持っている資金をまず使い始めるんだということをお願いした。で、実際にそれは起こったことであります。そういう意味で、所期の目的を発揮しているということでもあります。

それが二%にまだ達成していないじゃないかというの、先ほど総裁が申し上げましたが、やはり原油価格の五割以上も下がるようなことが実際に起こっていて、これは何も日本だけではない、むしろ、原油価格の下落によって大抵の国は大幅な、消費者物価の前年比は低下しております、実際に二%の物価目標を日本と同じように挙げているアメリカ、ユーロ、英国でも、最近の三か月ぐらいは消費者物価の前年比はゼロないしマイナスになっているという状況であります。

○前川清成君 岩田さん、僕は今言い訳をしてくださいと言っているんじゃないんです。これはこの後また聞きますよ、あなたが言いたいんだつたら。違つて、二年前に、マネタリーベースを二倍にしたら物価が二%上がりますと、こうおっしゃったのはどういう根拠なんですかと聞いています。

もう一つ。じゃ、二倍にしたら二年後に二%とおっしゃった。二年後というのはどういう根拠だったのか。これを因果の流れで、僕、最初言っただけで、公定歩合を下げると銀行の仕入れが下がる、仕入れが下がるから安く貸し出すことができる、こういう因果の流れで説明してください。

○参考人 岩田規久男君 因果に関しては先ほどから申し上げているとおりでありまして、一方でデフレマインドからインフレマインドに変えていくということと、長期名目金利を下げた実質金利を下げるということとあります。それによって人々がお金を使い出すということとあります。

二年ということとありますが、ある程度、それは、一般に中央銀行のこれから二％の目標を、物価目標を挙げている国が、これはもう二十年ぐらいの経験があるわけですが、その中で、大体二年程度でその目標を反映しているという実績がある。そのためにはどのぐらいマネタリーベースを増やせばいいかということを一応モデル計算をしているということとあります。

しかし、そういう中で、実際想定しなかったような原油価格の下落とかいうことが起こる、そのために今その物価目標の二％が少し遅れているということとあります。しかし、実際の原油価格の下落というのは、総裁先ほど申し上げたところ、中長期的に見ると、経済を活性化して物価を押し上げる要因ですので、今のその下がっていることというのはそれほど心配するということではないということとあります。

○前川清成君 あなたは二年以内に達成できなかったら辞めるといふふうにおっしゃったんだけど、その二年の根拠は大体二年なんですか。大体二年って何の大体二年なんですか。

○参考人 岩田規久男君 二年といいますが、二年程度ということ、大体二年程度ということになります。

○前川清成君 いや、聞いているのは、あなたが先ほどの答弁で大体二年だとおっしゃったでしょう。それはどういう根拠で大体二年とおっしゃっているんですかと具体的に聞いているわけよ。

○参考人 岩田規久男君 それは、先ほど申しましたとおり、物価目標の安定を二％に挙げている国という実績が、大体二年程度ではそこに上げているということとあります。ただ、実際の物価はその周りでどうしても振れますけれども、大体そ

の二年で行っていると。そのためにはどのぐらいのマネタリーベースを増やせばいいか、あるいはマネタリーベースを増やす手段はどれがいいか、あるいはコミットメントをどういふふうに強めたいか、そういうことがやはり影響してまいります。

○前川清成君 その今大体二年と言っておられるのは、どこかの国のことをおっしゃっているの。何をおっしゃっているの。

○参考人 岩田規久男君 その二％の物価をうたう、二％だけじゃないんですけど、三％の国もあります。目標は。ありますけれども、多くの国は大体二％の周りに目標を設定している。それが、ニュージーランドが始めたのが一九九〇年ぐらいであります。それ以来いろんな国が二％ぐらいで大体やっていて、その実績は大体二年程度で、中期的にいつていますが、実績はそこ、大体それを達成しているということとあります。

○前川清成君 大体二年と言いつたのはあなたで、それに対して大体二年というのはどういう根拠ですかと言えれば大体二年ですと言え、こんなの永遠に終わらないですね。これトートロジーというんですけれども。

それで、原油が下がったことをぐちぐちぐちぐちぐちぐちぐち言いつておられますけれども、じゃ、日銀の金融緩和というのは、原油価格は下がらない、言わば原油神話というのを前提にしていたんですか。そうであれば、そのことを二年前に説明しておられたんですか。

○参考人 岩田規久男君 原油価格が振れるということは想定できるわけですが、半年当たりで五割以上も下げるといふことはちょっと想定できなかったということとあります。

○前川清成君 それでは、お聞きしますけれども、二十五年三月五日の衆議院議院運営委員会において、我々が求めたわけではありません、どなたかが、御自身から、達成できなかったとき、最高の責任の取り方は辞職することと、誰がおっしゃったんですか。

○参考人 岩田規久男君 副総裁就任に当たりまして申し上げたことは、目標が達成できなかった場合には、まず果たすべきは説明責任であって、仮に説明責任が取れなかった場合には、最終的あるいは最高の責任の取り方は辞職であるということとを申し上げて、そうした考えには今でも変わりありません。

○前川清成君 いや、誰が言ったんですか。

○参考人 岩田規久男君 私です、それは。

○前川清成君 聞かれたことに答えましょうね。小学校でもそう習ったでしょう。

二十五年三月十二日の参議院議院運営委員会において、中西議員や渡辺議員の質問に対して、最終的にはやはり辞職するというのが一番だと、ただし投げ出したというふうには思わないでいただきたいと思えますと、こう答えたのは岩田さんですね。

○参考人 岩田規久男君 はい、そうです。

○委員長 古川俊治君 委員長が指名してから御発言をお願い申し上げます。

○前川清成君 二十五年三月二十二日の記者会見において、達成できなかったときに、自分たちのせいではない、ほかの要因によるものだと言いつてをしない、そういう立場に立たないと市場が金融政策を信用しない、市場が金融政策を信用しないと、幾ら金利を下げて量化的緩和をしても効き目がなないというのが私の立場ですと、こういうふうにお述べになったのはどなたでしょうか。

○参考人 岩田規久男君 私ですが、その真意はどういうことかという、詳しく述べたいと思いますが、要するに、デフレという現象を世界的に共通した事象でもって、ほかにデフレになつていないのにそれをその理由として言うのはそれは責任逃れだと。

例えば、中国からの輸入が増えているから物価がデフレになるんだというのは、中国から輸入していれば、世界全部輸入しているわけですが、日本だけがデフレになっているという場合にはそれは言い訳であって、理由じゃないわけですね。し

かし、原油価格の下落というのは、先ほど申しましたように、どこの国でもどうしても避けられない。これほどの、まあ原油価格が多少下がったってどうということはないんですけれども、五割から六割も下がるようなことが生じれば、これはきちっとほかの国でも同じようなことが起こっているの、説明がやはりできる、合理的な理由だといふふうに考えています。

○前川清成君 二十五年三月二十二日の記者会見において、達成できなかったときに、自分たちのせいではない、ほかの要因によるものだと言いつてをしない、そういう立場に立たないと市場が金融政策を信用しない、市場が金融政策を信用しないと幾ら金利を下げて量化的緩和をしても効き目がなないというのが私の立場ですと、こういうふうには岩田副総裁はおっしゃいましたが、この委員会で、聞かれる前から原油が下がったとか、あれがこうだこうだと言いつておられたのはどなたでしょうか。

○参考人 岩田規久男君 それは申し上げましたが、それは今申し上げましたように言いつてはなくて、言いつていないのは、誰もが実際の真の理由にならないようなことを言う場合でありまして、しかし原油価格というのは、足下で下がっているのはどこの国でも、二％の物価目標を達成しようとしている国、どこの国でも起こっている現象でありますので、私は、それは説明できているという意味で言いつては違うというふうには思っています。

○前川清成君 ちよつと今、言いつての定義について何かよく分からなかったんですが、要するに、私先ほども聞きましたよ。原油にしたらってサンマにしたってお米にしたらって何にしたらって、物価というのは上がったたり下がったりしますよね。それを一切想定していないというのは、賢明な岩田副総裁やあるいは賢い方はばかり集まっておられる日銀の方が、物価の上下を勘案していないというのはあり得ないですよ。それにもかかわらず、原油が下がったのは言いつてないんだと。言いつ

訳じゃなくてそれは何と云うんですか。

○参考人(岩田規久男君) 先ほども申し上げましたように、原油が上がったり下がったというのはある程度想定して備えているということであり、下振れリスクがあったり上振れリスクがあるということとはそれに対応するということでありますが、ただ、原油価格が半年もしないうちに五割六割下がるというようなことは、事前にやはり想定して金融政策を組むことはなかなか難しいということでもあります。

余りそれで、本当にそれを予想してしまうと、金融政策がずっと変わってしまうということであり、

○前川清成君 原油価格は、例えば過去二回のオイルショックもありました。逆にですけれども、大幅に変動していることもあり、だから、それは想定している範囲を超えただと言われたら、それはその程度の理屈なの、金融緩和と。今の岩田さんのぐちゃぐちゃした言い訳を聞くと、結局、量的緩和によって物価が上がるんじゃない、原油が上がることによって、原油が上がることによって物価が上がりますと。原油が上がった人々が、ああ、お金を使わないと駄目だなと思いついてお金動くようになると。これ、金融緩和じゃなくて、じゃ、日銀はもう仕事をやめなされて、どうですか、神様にお願ひするのと、あるいは原油価格の上昇をただただ期待するということしか中身はないのかなと、こういうふうに思います。

ただ、いずれにしても、もう私の時間も僅かです、岩田副総裁、あなたが心配されたように、我々は投げ出したというふうには思いません。ここであなたが言い訳を繰り返せば繰り返すほど、市場は日本銀行を、そして岩田さん、あなたを信用しない。信用しなかったら、市場が信用しなかったら幾ら金融政策を、金融緩和をしても、更なる第三弾の金融緩和をしても効き目が無い。それならば、いつまでも副総裁というポストにしがみつくんじゃなくて、名こそ惜しけれとい

う言葉もあります、あなたが人生を懸けて研究してきた金融政策のためにも、ここは潔く辞職するべきだと。辞職するべきだというのは私が言い出したわけではありません。恨まれたくないので申し上げておきます。あなたが衆参それぞれの議院運営委員会で自ら言い出したことなんです。

そうであれば、あなたは、この責任を取るというのが、学者の世界ではなくて、日銀という組織の責任者としては当然に取るべき対応ではないかと、私はそう思いますが、いかがでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 目標を達成できない場合に、まず果たすべきは説明責任であって、その説明責任が仮に果たせない場合には最高の責任の、あるいは最終的な責任の取り方は辞職であるというふうに申し上げたのです。現在の原油価格がこれほど想定を上回るもので、急激に半年の間に下がるということであれば、各国も同じようなことが起きているということからは説明責任も果たしているというふうに思っております。

○前川清成君 これであらうな気がします。あなたの答弁に対して、野党席からではなく委員会室全体から何度も失笑が起きました。これで説明責任を果たしているというのは、私は余りにも独り善がりではないかと思えます。今日は、実は警察庁に闇金のことを、あるいは不招請勧誘のことで経産副大臣もお越しいただいています。これはまたシリーズでお尋ねをいたしますが、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

岩田さん、あなたの決断だと思えます。

○磯崎哲史君 民主党・新緑風会の磯崎哲史でございます。

私の方からも黒田総裁、岩田副総裁の方に今日は質問をさせていただきますが、当然様々な節目がございますので、二年、一つの大きな節目だというそういう観点で、状況の変化も先ほど来、岩田副総裁、お話をされておりますけれども、あろうかと思えます。率直な振り返り、それから今後の課題認識、あわせて今日は幾つか質問をさせて

いただくということで、よろしくお願いをいたします。

今、前川委員との間でも様々なやり取りがございました。岩田副総裁、辞職という言葉は、確かに我々が使ったのではありません。御自身が発せられた言葉。確かに様々な環境変化がありますから、当然その二年というタイミングではなくて、それが早まったり遅まったり、これはあると思うんですね。であれば、反省するという言葉も、その当時、就任会見のところでは述べられておりましたので、素直に反省をすれば私はよかつたと思うんですけれども、今もお話をされました、説明責任が果たせなければやっぱり辞めますという、私はこれは発言としては本心に反省されているのかなということを感じます。

先ほど来、前川委員からありましたけれども、日銀の信頼性をしっかりと高めていくということ。一番に私は考えていただきたいということに思えます。御自身の考えをもっとどうのこうのというのではなくて、そのお立場の中で日銀という組織の信頼性を高めていくという考えの中でしっかりと私は御発言をさせていただきたいなというふうに思っておりますので、また、二年前の就任会見のとき出てきていた、説明責任果たせなければ辞めますという御発言をまたここで繰り返してきているのも、少々私としては非常に残念な思いで今発言を聞かせていただきました。

今お話を岩田副総裁されていきますけれども、腹の中では、そうはいっても二年間でやってやるぞという思いでされてきたとは思います。結果的には、今二十四か月、二年間というタイミングでは、これ物価上昇目標は達成できなかったということでもあります。説明責任をしっかりとやはり果たしていただくという意味で、改めてなぜ達成できなかったのか、原因はどこにあったのか、その原因分析について、岩田副総裁の見解、お聞かせいただきたいと思います。

○参考人(岩田規久男君) 量的・質的金融緩和といたのは、先ほど申しました、一方で予想物価上

昇率を上げるとともに片方で名目金利を引き下げた実質金利を下げるということで、実際に凍り付いたお金動き出すということ、それによって物価が上がるとともに景気も良くなるということを目指しているわけであり、実際にその効果は、所期の目的は発揮されておまして、先ほど申しました一四年四月、消費税が五割増税されたときには一・五%まで物価が上りつております。それは、我々が量的・質的緩和を始めたときはマイナス〇・五%でありましたから、約二%ポイント上げる力があつたわけであり、

しかしながら、ちよつと、その後、消費税率引上げの反動減が非常に長引いてしまつて、これも九七年の消費税増税のときは七・九にはもう経済は成長経路へ戻つていたんですけれども、今回はそれが戻らない。いまだ、まだ消費税増税の影響は完全にはなくなっていないというような状況であります。

それが需要面の弱さ、消費の弱さをもたらして消費者物価の上昇率を低下させたわけですが、さらにそれに加えて、先ほど申しました原油価格が大幅に下落するというところで、その後の伸び率として現在はゼロ%にあるということでもあります。先ほど申しましたように、原油価格の下落による物価上昇率の低下は世界的に見られる現象でありまして、米国、英国、ユーロエリアでは、消費者物価の前年比はゼロないしは小幅のマイナス状況にあります。

ただ、今申し上げました二つの要因のうち、消費税率引上げ後の反動減に起因する下押し圧力は収束しつつあります。また、原油価格の下落については、まだ影響がこれから残るとは思いますが、やや長い目で見れば、経済活動に好影響を与えることによって結局は物価上昇要因になつていくということで、前年比で見た物価引下げ圧力は、いづれ剥落するというところで、こういう中で、需給ギャップというのは、過去の平均で見るとゼロ%に程近くなつておりますし、予想物価上昇率も、原油価格の下落にもかかわらず、あるいは足

下の物価上昇率が消費税を除くと低下しているにもかかわらず予想物価上昇率は安定しているということ、二つの重要な需給ギャップの縮小と予想インフレ率の安定的な上昇ということは、そういう基調にはやっぱり変わりがないということ、現在の量的金融緩和を続けることによってその二％へ向けた基調というのは保たれていくというふうに考えております。

○磯崎哲史君 先ほどは、原油価格の下落、予想外というお話が前川委員との間でありましたが、消費税についても一つ原因ということで今新たに加わってきました。

二つお話をされたんですが、岩田さん、就任会見の中でもこういうお話をされていまして、金融政策で期待に影響する最初の段階はこれは資産市場なんだと、マーケットという言い方をされていきました。そのマーケットを通じて、それから実体経済に移っていくということで、その期間で必要なのが大体二年間、ほかの外国の例も見て大体二年間ということですけども、今のこの時点において実体経済に影響というのは及んでいるという認識でしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 実体経済に関して一番顕著に良い環境が現れているのは、やはり雇用市場だということに思っております。

失業率が、我々が量的・質的緩和前には四％台だったと思いますが、それが三・五％まで低下している。有効求人倍率も一倍を超えているという状況であります。そして、賃金も上昇傾向にあるということで、消費増税の分で二％急に物価上昇、上がりましてので実質賃金は低下しましたけれども、基本的な賃金は上がるという方向には働いております。昨年と今年について何年ぶりにベアもアップするというようなので、実際に雇用市場は良くなっているし、失業者はどんどん減ってきて職を得ていると。これは何よりも一番いいことだということに思っております。

そのほか、企業収益も、短観などを見ると、よく非製造業で中小は大変だと言いますが、それも

リーマン・ショック前のピークぐらいに収益も、中小企業、非製造業でも達しております。

そういうことで、実体経済に対してはいい影響を与えるし、今後もこの金融緩和を続けていくことによつてそういう状況を後押しできるといふふうに考えております。

○磯崎哲史君 実体経済に及んでいるということ、今幾つか例を出されましたけれども、ちょっと正直言うと違和感があるところもあります。例えば、失業率の件でいけば、当然今団塊の世代が六十五歳を迎えて、企業としてはどんどんどんどん人がいなくなっていくわけですから、これ自動的に新入社員雇わないと企業としては人材としては減ってしまいますからね。事業活動をやっていく上では、人材を確保するという面では、これは抜けた分を補充しなきゃいけないというのは、これは僕はタイムミングとして当然合ったタイムミングだといふふうに思います。ですから、この点が金融緩和政策によつて大きく改善された点かという点、私はほかの要因、今私が言ったそもそもの人口構造から来ているという点も私は大きいんじゃないかなというふうに思います。

今、最後に、リーマン・ショック前に戻ったというお話もされました。リーマン・ショックの前はデフレだったんじゃないですかね、またね、十分デフレ環境だったといふふうに私は認識をいたしますけれども、そこまで戻ったというのは元々あったところに戻ったということですから、大きく飛躍をしているといふふうな見方をするのは私はやはり違和感があるなといふふうに思います。

そうすると、今、実体経済には影響が及んでいるというお話もされましたけれども、これ、指標としては、今後どういった指標というものが更に伸びてくる、その実体経済に対しての働きかけという意味では、どういった指標を見なければいいかといふふうにお考えでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 団塊の世代がちょうど退職したタイミングで、その効果が大きいという

ことでありますが、確かにそういうこともあるかもしれませんが、いずれにしても、生産年齢人口というのは二〇〇〇年ぐらいからもうずっと減っているわけですね。そういうことになる、生産年齢人口が減っているということは、普通に考えれば、労働者が減っていくわけですから労働市場は売り手市場になってこないとおかしいわけで、失業率が上がるということ自体がおかしいわけですね。やはりそれは金融政策含めて経済政策に何らかの問題があつて、そういう生産年齢人口も少なくなっている中でも失業率が上昇してしまう、失業者が増えるということが起こったんだと。やっぱりそれを止めて逆転させたという、量的・質的緩和はそういう力があつたといふふうに考えております。

それから、リーマン・ショック前はデフレだったんじゃないかということですが、リーマン・ショック前は、原油価格の高騰にも助けられていると思います。ある程度物価がゼロプラスの領域辺りをうろついていたわけでありまして、完全にデフレ脱却したわけではありませんが、何よりもリーマン・ショック前は世界経済が実は絶好調だったんです、まねに見る、世界的にも。アフリカというようななかなか低開発で成長しないと思われた国も、年率でいうと、もしもそれが続けば十年で二倍になるようなGDPが伸びていくといふふうに、世界的なあれだけの好況というものには余り見られない状況、その中で達成した水準の収益に今近づいているということであります。

○磯崎哲史君 いろいろな切り口があると思いますが、今の今言った見解もあると思いますが、そういうお話であれば、リーマン・ショック前は世界経済が良かったという意味でいけば、今もアメリカ経済は絶好調です。始まったのはやはり一年前、二年ぐらい前からではないかといふふうに思います。

その意味でも、ちょうどアメリカ経済が戻ってきた、あるいは欧州の経済の低迷、言わばギリ

シャの破綻の話が一段落したタイミングでまさにこの金融緩和が始まったわけですから、その恩恵も十分に受けているといふふうに私は見てもいいといふふうに思いますので、全てがそこかと、全てが日銀の金融緩和による成功の部分なのかという点、もう少し私はそこは冷静な見方をしたいだけかなと、この後の政策、見誤る可能性あるんじゃないかといふことをまずは申し上げておきたいといふふうに思います。

実際問題、二十四か月というところでは、物価上昇率というのはゼロ、言ってみれば振出しに戻ってしまったという状況だと思いますが、改めて、いつになると二％の安定した物価上昇に戻ってくるのかということが疑問になります。

ここでもた一つ、私非常に不思議なのは、原油価格の下落、これは予想が付かないことであつた、ですから二％達成できなかったのはしょうがない、それはしょうかもしません。なのに、期間に対する、二年度を念頭に置いてという言葉について、ここについては全く考えはぶれていないんだという説明。予想外のことが起きていて、実際に二十四か月では達成できていないけれども、期間についての考え方については全くぶれていないんだという説明は、私にはなかなか納得ができません。

既に以前のこの委員会の中で民主党の大家委員の方からも資料も提出させていただきました。文言が変わつてきていました。政策決定会合の声明文の中では、二年度の期間を念頭に置いてできるだけ早期に実現をする。これがその年の暮れには、一四年度後半から一五年度前半くらいにかけてということですから、まあ自信があつた形での御発言かなといふふうに思います。

ただ、その後、四か月、五か月たちますと、一五年度を中心とする期間を考えていますということ、明らかに発言としては変わってきたといふふうに思いますが、黒田総裁にお伺いいたしますけれども、この二％の物価安定目標達成、最大こ

ようにお考えでしょうか、お聞かせください。

○参考人(黒田東彦君) お尋ねの件につきまして、るる岩田副総裁からも答弁申し上げましたけれども、まず量的・質的金融緩和を二年前に導入した際に申し上げたことは、二%の物価安定目標をできるだけ早期に、その場合も二年度を念頭に置いてできるだけ早期に達成できるよう量的・質的金融緩和を行うということであり、それが、それと同時に、その量的・質的金融緩和というものは、二%の実現を目指して、それが安定的に持続するまで継続しますと言っておりまして、具体的にいづまでやるかということ自体はオープンエンドということになっております。

その上で、物価の見通しについてお尋ねのことだと思えますけれども、このところ一貫して、二〇一五年度を中心とする期間に二%程度に達する可能性が高いと、こういうふうに申し上げております。これは、展望レポートという半年に一回政策委員会で議論して決めた見通し、それに沿って申し上げているわけでございまして、現時点での展望レポートでは、申し上げたような二〇一五年度を中心とする期間に二%程度に達する可能性が高いと、これは見通しです。ただ、その上で、原油価格の動向によって前後する可能性もあるということも申し上げているわけでございます。

○磯崎哲史君 その展望レポート、見通しによりまして、二〇一五年度、今年度ですね、これが一・〇%、中央値ですけれども一・〇%、二〇一六年度で二・二%という見込みだというふうなことはありました。昨日の新聞辺りで少しこの今年度の見込み一・〇%というの下方修正するのではないかなんというのが既に記事には出ておりましたけど、そこについては特に今日は何いせんが、状況としては厳しい状況なのかなというの、そういう報道を通じて感じ取れます。

二〇一六年度で二・二%になるということですが、これも、これは実質始めてから四年後ですね。金融緩和を始めて二〇一六年度の中で達成ということは九三年以上掛かっているということですか

ら、二年度程度の期間を念頭に置いてということ、これが本当に二〇一六年度に二%に達したときに市場に対してはどういうふうな受け止められるのかなというのは私は正直言うと少々疑問を抱えています。

要は来年、三年たつたところで同じ議論をしている可能性はあるわけです。九三年たつた時点で、来年の議論の中でも二年度を念頭にという御説明を日銀の皆さんがされる、その説明のやり取りを聞いたときに市場の皆さんはどういうふうな受け止めるのかなと。黒田総裁を始め日銀の皆さんは問題ないと、目標は変えていないと、ぶれていないとお話をされますけれども、来年も同じ議論をしていいたときに市場は果たしてそういうふうな受け止めてくれるのか。

私が心配しているのは、こういうやり取りをせざるを得ない状況を、これは当然市場が見たときに、日銀に対する、日銀の政策に対する信頼性、これが落ちていかなないかなというのが私は心配をしています。これ様々な指標を使つて、物価の安定というのはこれはやっていただきたいんですけど、やっていただきたいんです。そのためには日銀の信頼性が重要だということ、これは私も十分分かっています。その信頼性を高めようと思つて今日も前川委員始め議論をしていると思うんですけども、なかなかそういう説明をいただけないと、これ何か、この二年度という政策決定会合で出した声明文、この見直しを図る、少し言い方を変えていくということは考えられていないでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 金融政策決定会合においてこういった議論になるかと、あるいは半年に一回の展望レポートの経済見通しがどのようになるかということについて私から先見を持つて何か申し上げることはできませんけれども、御指摘の、日本銀行の金融政策について信頼性というものが非常に重要であるという点は全くそのとおりでありまして、私どもも引き続きそういう点には十分留意しつつ適切な金融政策を行つてまいりたい

というふうな思つております。

○磯崎哲史君 是非、来年の議論でも二年度を念頭にという言葉が使われないように私は見直していただくことを改めてお願いを申し上げます。もしかすると、これは政策協定なので、日銀が一方的に変えたいといつても変えられないのだというふうにも思います。当然、政府の意向がありま

すから、もしかすると政府の意向で変えられないということもあるかもしれませんけれども、こういったことでの日銀の政策信用低下が起きないようには是非御検討をいただきたいというふうに思います。

では、この後の二年度、二年度程度の期間の後半二年度についてお伺いしたいというふうに思いますが、先ほど、実は岩田副総裁と前川委員のやり取りの中で、黒田さんも言われているんですけども、今後、原油価格の上昇を見込んで、二〇一六年度二・二%ですね、この達成見通しも見込んであるという御説明だったかというふうに思いますが、なぜ上昇を前提としているのでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 様々なものの価格の動きというのは消費者物価の上昇率に影響を与えるわけですから、今回のような、半年で五割以上原油価格が下がるといったことは極めて大きな影響を短期的には与えるわけです。そういう意味で、この原油価格が五割下がったところからどのように動いていくかというのは、どうしても、日本のみならずこの国でも消費者物価の動向を予測する上では重要な要素になります。

価格についての前提を置いて政策委員会での見通しを作ったということでございます。

○磯崎哲史君 IMFの予測含めてというお話でしたけれども、その中で、原油価格は徐々に緩やかに上昇していくだろうというのが全員の同じ意見だったのかなというのをちょっと疑問に思うんですけれども。

普通、こうした予測を立てる、若しくは政策を立てていく上では、リスクを見込んだ政策というのを立てていくのが、私、本来の姿じゃないかなというふうに思うんですが、これ、物価上昇を指していく日銀にとっては原油価格の上昇は大幅都合がいいですよ。そうすると、自分たちに都合のいい方向に前提条件を置いて政策を、政策目標といいますか、その目標達成の見込みを作つてというの、私は政策を決定するプロセスとして少々おかしいのではないかなと。リスクサイドに立つた政策決定、若しくは将来の見込みというの、も同時に示すべきではないかなと思いますけれども、御見解、いかがでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) これは、IMFの今回の世界経済見通しについても、やはり現状程度から緩やかに原油価格が上がっていくということを前提にして世界経済見通しを作っております。

それから、ECBもそういうことをかなりはっきり言つておりまして、原油価格が今後緩やかに上昇していくと、その数字も明らかにしております。それらの前提も、ほとんど全て市場の先物価格を、客観的に得られる市場の予想を使つてやっているということでありまして、何か意図的に原油価格の見通し、前提を作つていっているのではないかと、あくまでも市場で得られる原油価格の動向、指標を使つて、IMFにしてもECBその他のいろいろな中央銀行にしても、それを前提にして経済見通しを作つていっていることではないかと。

○磯崎哲史君 そうすると、原油価格が上がつてという前提にというよりも、世界的にそういう方向性を持つて様々な予測が立てられている

ので、それに足並みをそろえてというふうに理解をする方がきつと正しいのかなというふうに受け止めたけれども、ただ、それも違和感が少し残ります。

というのは、世界の流れがこうだから日本もそれでいいよねという姿勢で様々な政策を組まれているのか、そうではなくて、世界的な流れはこうかもしれないけれども、我々はそこに更にリスクを加えてもこれは達成するんだという姿勢を示していくかどうかというの、市場に対する信頼性の向上ですとか日銀が絶対にやるんだという姿勢を見せていく意味では、私はそういう考え方を示した方がよりインパクトはあるんじゃないかなというふうに思いますけれども、そこは考え方の違いがあるんだろうなというふうに今受け止めました。

ちよつと、この後の具体的なリスクということとで一点お伺いをしたいことがあります。

さきの決算委員会の中で、私、甘利大臣、それから安倍総理とも少しやり取りをさせていただいたんですけども、実は、甘利大臣が、昨年一年間、なかなか実体経済が、消費が浮いてこなかったと、上昇してこなかったということで、原因を四点お話をされました。一つは、天候不順だということをお話をされました。それから二つ目に、輸入品を中心とした物価上昇があった、それで消費がなかなか浮いてこなかったと。それから三番目には、実質賃金が低下をした、これによって消費行動が冷えたんだ。四番目には、将来不安からくる生活防衛に皆さんが走ってしまったということでお話をされました。

これが実体経済が良くなかった、伸びなかった、景気が冷えたんだ理由ということですが、今言った四点、一個目の天候不順はどうにもならないですが、二個目、円安による物価上昇、三個目、実質賃金の低下、これは言わば物価上昇に追い付かなかったという話、四番目、将来不安からくる生活防衛。この後三つは、これ大いに日銀の今回の政策が関わっているというふうに考えま

すけれども、こうした大臣の見解に対して日銀として何かお考えありますでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 今御指摘になりました三点について、まず円安、為替でございますけれども、二〇一三年度にはかなり円安になりました。二〇一四年度はそれほどでもなくて、二〇一五年度に入ってから若干円高になっているようですけれども、いずれにせよ、私どもの金融政策はあくまでも物価安定目標の実現というのを目指してございまして、その過程で為替が振れるということは確かにあり得るわけですが、円安を当てにして何か金融政策を運営しているというものではございません。

二番目の実質賃金の点については、確かに実質賃金が低迷したことは事実でありますけれども、昨年の実質賃金あるいは実質雇用者所得の動きを見ていただきますと、消費税の増税による実質賃金、実質所得の下落というのがありますので、消費税の直接的な影響を除いた消費者物価の上昇率で割り引きますと、実質賃金はプラスだったりマイナス、実質雇用者所得はプラスが続いておりまして、消費税そのもののことはこれは金融政策のちから外で、政府、国会でお決めになったことであって、私どもの政策によることではないというふうに思っております。

将来不安云々というのはこれは極めて重要な要素だと私も思っておりますけれども、これももう金融政策の影響、そういうものも無視すべきというふうには思いませんが、恐らく多くの消費者の方々は、将来の年金であるとか、あるいは将来の賃金であるとか、そういったことを踏まえて言っておられたのではないかと今思っております。ただ、この最後の点につきましては確かに私も十分配慮していく必要があるというふうに思っております。

○磯崎哲史君 今お話を申し上げたのは、その委員会でも言いましたけれども、二%という数字を絶対目標として掲げて急ぐこと、また第三弾、第四弾があるか分かりませんが、そうした形を打つ

ことによつて、一日も早い二%目標を達成することによつて、逆に今言った実質賃金の低下、これが改善をしていかないと、結果的には、将来賃金の上がるかどうか分からないからまた買い控えが始まっちゃうということになってしまつては、これは本末転倒ではないですかということをその場でも言わせていただきました。是非、その点については、日銀法の第二条でありますけれども、「物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資する」、この観点に立てば、国民経済の健全な発展というのが最終目標でありますので、物価安定の二%達成が最終目標ではないというのが私の認識でありますので、今言った政府の見解の点については、十分政策の中で懸念点として、マイナス要因として働く可能性があるということは是非御検討いただきたいというふうに思います。最後にこれだけ確認をさせていただきたいと思ひます。

今、総裁のお話聞いた上で、また以前の岩田副総裁の御発言も聞いた上で、改めて確認をしますが、日銀の政策のみでこの二%はやはり達成可能だということをお考え、これ岩田副総裁に改めて確認をしますが、日銀の政策のみで二%達成は可能かどうか。このお考えは今も変わっていないでしょうか。

○参考人(岩田規久男君) 物価を決める要因としては、短期的にはいろいろなものがあります。原油価格もそうですし、増税もそうですし、いろいろあるわけですが、最終的にはやはり金融政策で二%を達成するという、最終的にはですね、いろいろな要因によつてヘッドウインドがあつたりして時間が掛かる場合もありますけれども、最終的には金融政策で可能だということに思っております。

○磯崎哲史君 今、最終的にはというお話、当然今回、政府と協定を結んで一本目、二本目、三本目の矢があつて、一本目のところで責任を負つてということですが、その三つの、三本の矢があるけれども、絶対的に決定力、影響が大きい

のはやはり日銀の政策なんだということなんでしょうか、今の御発言。ちよつとそういうふうな理解をしてしまふんですが。

○参考人(岩田規久男君) 三本の矢で物価を最終的に決めていくというので一番大切なのは第一の矢だというふうには思っております。ただ、例えば成長戦略というのがあつてそれがうまくいけば、それはヘッドウインドじゃなくて逆に経済活動が活性化するように働けば、同じ金融政策でも、より二%は早くなるということはある。あるいは、むしろ実体経済が高い実質成長率を伴つて成長戦略をやれば物価は二%だと。逆に、その成長戦略が全然うまくいかないという場合には、少し低い実質成長率だけれども二%だという組合せがあるということで、組合せは変わりますが……

○委員長(古川俊治君) 時間が過ぎておりますので。

○参考人(岩田規久男君) はい、済みません。

○委員長(古川俊治君) おまとめください。

○磯崎哲史君 組合せ云々のお話をされてもやっぱり二%は達成できるという発言だったので、この点については、政府の施策を含めてどういうことになるのかは引き続きまた議論をさせていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。まず日銀の黒田総裁に御認識をお聞きしたいと思います。景気の立ち直り、ビジネスマインドの改善と。先ほど来から話がある数字の物価そのものを除けば所期の目的は達成しつつあるのではないかと、このように思ふわけですが、どのような御認識をお持ちでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 確かに、企業あるいは家計両部門共に所得から支出への前向きな循環メカニズムが作用しております。景気は全体として緩やかな回復基調が続いておると。しかも、これが今後とも持続するという見込みでございます。

そういった意味では、確かに量的・質的金融緩和は所期の効果を発揮しているわけですが、物価そのものにつきましても、原油価格の大幅な下落もありまして、消費税率引上げの直接的な影響を除いたベースで見ますと、ゼロ程度で推移しているということでもあります。

ただ、物価の基調は確かに着実に改善しております。需給ギャップはおおむね過去平均のゼロ程度に改善しておりますし、予想物価上昇率もやや長い目で見れば全体として上昇しているというふうに見られますので、量的・質的金融緩和を持続していくことによって二%の物価安定目標をできるだけ早期に実現するということが、現在の政策を着実に実施していくことと、いく必要があるというふうにも思っております。

○西田実仁君 所期の目的を所期の効果というふう言い換えられまして、また物価の基調は著しく改善している。これはアメリカでの御講演でもそのようなお話があったというふうにも思っておりますが。

今お話がありましたGDPギャップであります。日銀統計では、昨年の第四・四半期、マイナス〇・一%で、名目ベースですと〇・五兆円と、内閣府のはかなり大きくて十一・五兆円ぐらいあります。これは原油の急落によって交易条件が改善をしていると。昨年九月から今年二月までの交易利得は年率で十兆円ほどございます。法人企業統計の経常利益も史上最高を更新、あるいは春闘での賃上げ効果で雇用者報酬も拡大と、こうしたことは消費を押し上げるであろうと思われるわけですね。

需給ギャップの解消は時間の問題ではないかというふうにも思われておりまして、今年度中のデフレの脱却ということも見越せるのではないかと思いますけれども、いかがでございますでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) デフレの定義というのは様々でございますけれども、日本銀行といたしましては、物価安定の目標、これは消費者物価の前年比上昇率二%ということでありまして、その

早期実現のために引き続き量的・質的金融緩和を推進していくと考えてございます。

ただ、その下で、御指摘のような需給ギャップの動向あるいは物価上昇期待の動向、その他は十分注視してまいりたいというふうにも思っております。

○西田実仁君 先ほど来からお話がございます原油価格の下落というのは予想外であるということ、は、確かにそうであると思います。

一方で、今日もお話がありましたが、この原油価格が現状程度の水準から先行き緩やかに上昇していくという前提、これは具体的な数字として、先物価格等を見てこの二年で七十ドルぐらい、回復することを前提とされているものと思われ、こうした七十ドルまで上昇することを前提にして期限を切った物価目標というのは、ある種の賭けに近くなってくるのではないかと懸念を持ちます。

もちろん、今日お述べになったところには、原油価格の動向によってその達成する時期が多少前後する可能性があるということも率直に言われて、いるわけでございますけれども、そういう意味でも、そもそものための金融政策かということに立ち戻る必要もありまして、確かに物価二%ということとをかなりはつきりと言われたということもあり、その点は、そこはなかなか微妙な言い回しになるのは理解できなくもないんですけども、しかし、物価二%の目標というのをある意味でこういう留意をしなければいけないということを置きながら、今日もお述べになったわけでありまして、それをやや、事実上、中長期の目標という形に置いて、景気の勢いがそがれるということにはならないのではないかというふうには私は思っているわけでございます。そうした今日お述べになったことの留意点ということも含めて、意図していることをちよつと総裁からお聞かせいただきたいと思

○参考人(黒田東彦君) 二%の消費者物価上昇率という物価安定の目標をできるだけ早期に実現す

るということは、一昨年一月の政府と日本銀行の共同声明でうたわれているところでありまして、二%の物価安定目標を早期に実現するということが変わりはありません。ちなみに、この二%の物価安定目標というのは、現時点では欧米を含めて先進国の中央銀行はほとんど同様の目標を立てておりまして、それに向けて金融政策を運営するということをいたしております。

委員御指摘のとおり、二%に達する時期に若干前後する可能性はあるということは私も認めているわけでございますけれども、やはり二%の物価安定目標を安定的に達成し、それが経済の持続的な成長の一つの基礎になるということは変わっていないと思いますので、御指摘の点も含めて、十分労働市場とかその他の市場の動向は見ていく必要があるというふうにも思いますけれども、やはりこの二%の物価安定目標をできるだけ早期に達成するというのは、これは中央銀行としての最も重要な目標であろうというふうにも思っております。

○西田実仁君 物価二%の目標達成が重要であるというの、それはそれで、別にそれを変えるべきだというふうに申し上げているわけではありませんが、余りそのこと自体に、何か物価が上昇する、七十に上がることを前提にして、一種の賭けのようにして、そのために何が何でもそうするんだみたいなもしお考えであればという懸念を持って御質問させていただきました。

先ほど需給ギャップの話を上上げましたが、この需給ギャップが解消するということは、実体経済にも相当いろんな大きな影響を与えて、景色が一変するということに思います。

ちなみに、過去十年間のGDPギャップと設備投資、あるいは企業の付加価値額、経常利益、そして消費者物価との相関係数を計算をいたしますと、設備投資においては〇・八二でございます。付加価値額は〇・七八、経常利益は〇・七七、消費者物価は六か月先行であります。〇・七八と。つまり、こうした設備投資とか企業の付加価値額と

か利益とか消費者物価とは相関係数が〇・八ほど大体ありまして、大変に高い相関関係があるという意味では、需給ギャップの解消ということが今年度には何とか達成することによって、景気そのものの景色が一変するんじゃないかというふうにも思っております。

金融政策、特に金融緩和と政策については当然デフレ局面では重要だということに思います。しかし、デフレを脱却してからは、やはりこれは金融政策は当然転換をされて、投資を促進していく成長戦略の第三の矢の方に大きく成長全体のバトンタッチをしていくということが必要ではないかと私は思いますけれども、総裁の御認識はいかがでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のとおり、日本経済が持続的な成長を達成していくためには、企業による積極的な投資を促す等、民間の経済主体の前向きな動きを引き出していくことが絶対的に重要でありまして、何といたしてもこの経済の成長力を強化する、そうした面で御指摘のいわゆる投資促進のための成長戦略、第三の矢ということが重要であるということはそのとおりでございます。

二〇一五年版の産業競争力の強化に関する実行計画というものは、日本再興戦略のうちの重点施策について、各施策の実施時期とかあるいは担当大臣も明示するということが、相当迅速かつ確実に実行していく方針が示されておりました。是非この着実な取組を行ってほしいというふうにも強く期待しているところであります。

また、他方で、企業による積極的な投資などを促すためには、やはりデフレマインドを払拭するということも大事でございますので、日本銀行としては、この二%の物価安定目標を着実に達成していくということもやはり引き続き重要だろうと。ただ、御指摘のように、こういうふうな需給ギャップが縮んできた下では、まさにその供給力を増やす、成長力を増やすということが極めて重要になっているということはそのとおりであります。

す。

○西田実仁君 先日終わりましたG20中央銀行総裁会議におきましても話題になりましたAIIIBについてお聞きしたいと思ひます。

今日は、副大臣にもお越しいただきましてありがとうございます。このAIIIBにつきましては、二〇一三年の二月に行われましたG20財務大臣・中央銀行総裁会議におきまして、次のような合意がございましたことが背景にあるのではないかと、このように思われます。もちろん中国のいろんな思惑がありますが。

この合意では、インフラを含む長期投資ファイナンス強化の重要性が確認をされ、現地通貨建てで債券市場や資本市場、機関投資家の健全な育成強化が必要である、新たなスタンダードグループを設置して、世銀、OECD、IMF、FSB、国連、UNCTADなどの協力、手法やインセンティブに関する分析、調査を実施して、厚みのある安定した地域資本市場が重要な役割を持つと、こういう合意がなされました。その年の十月に習近平国家主席がAIIIBを表明されたわけでありまして、昨年の二月のG20中央銀行総裁会議におきましては、二〇一八年までにG20全体のGDPを少なくとも追加的に二兆ドル引き上げるという目標を設定されました。そのためにも、グローバル・インフラ・イニシアチブを承認して、一連のリーディングプラクティスに合意というふうになされたわけでございます。

そこで、世界経済に与える影響ということをお聞きしたいと思ひますけれども、もちろんこのAIIIBの設立そのものはG20が何か決めたわけじゃないんですけれども、今申し上げた背景のことでお伺いしたいんです。G20におきましては、今申し上げた二〇一八年までに二兆ドルの追加的な需要拡大策を実施するとしております。一方、AIIIBにおきましては、この十年間でアジアに生じるであろう八兆ドルにわたるインフラ投資需要に対応していくということも報じられております。

こうなりますと、明らかに世界経済全体としては需要過多になってしまふんではないかというふうな思ひがございます。需要が過多になりますと、世界経済に非常に過熱感が出てきて、その後の激しい景気後退の原因にもなつてしまいかねません。経済合理性を超えたインフラ投資というのは、投資国の経済負担を拡大し、資金回収が困難になって世界不況の再来というふうにもなりかねないという、そうした世界経済のマクロの調整ということもよく考えなきゃならないというふうに思ひます。でございますけれども、この点、どのように認識をされておりますでしょうか。総裁、お願いします。

○参考人(黒田東彦君) まず、G20の関係について私からお答えいたします。AIIIBの関係は財務省の方からお答えいただきたいと思ひます。御指摘のように、G20がここ数年二つのことをやってきておりまして、一つは、御指摘のように、二〇一八年までにG20の全体のGDPのレベルを二%引き上げる、まあ二兆ドルというか、引き上げるといふ。これは、ただ、構造改革、構造政策によつて供給力を引き上げることであるとして、需要をいっばい付けようということではなくて、むしろ各国に構造改革を要請し、各国がそれをコミットしてG20の経済規模のレベルを二%引き上げよう、そういうことによつて強固で持続可能かつ均衡ある成長を遂げよう、という話であります。

もう一つのインシアチブは、それとも関連するわけですが、インフラ投資が必要であると。それは当面の需要も付けるけれども長期的な供給力にもなつてくると。したがって、インフラの投資を進めよう、そのための部会等もつくつて、インフラ投資を進めるための具体的な勧告等をやろうと、こういうふうになって、その話、両方ともG20をベースにして進んでおります。それとこのAIIIBがどのように関係しているかというの、私どももよく分からないわけですが、中国がこのAIIIBについて提案をされ、幾つかの国が参加を表明しているというのが現状であります。このAIIIBがどのような具体的な政策をするのかということ等ははまだ私どもは存じておりません。

○政府参考人(武内良樹君) 先ほど、ADBの試算八兆円のお話、頂戴しました。八兆ドル、失礼いたしました。これは、二〇一〇年から二〇二〇年までのインフラの投資需要の総額ということでございます。御指摘のとおり、その八兆ドルがそのまま乗れば、世界のマクロ経済にどのような影響を与えるかということとはよく考えなきゃならないと思ひます。

アジアのインフラ投資、これは大事なことでございますから、できるだけ適切に資金を確保した上で、他方では経済が過熱しないように考えながらGDPの引上げに一生懸命努めてまいることが肝要だと思ひます。

○西田実仁君 最後にお答えいただければと思ひますが、黒田総裁、ADBの総裁のときに副総裁が金さんでして、AIIIBの初代総裁というふうな一般的には報じられ、それは分かりませんが、しかし、それはともかくとして、ADB黒田総裁当時の副総裁の仕事ぶりなり、どのような御感想をお持ちなのか、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(黒田東彦君) 確かに、今、AIIIBの初代総裁として目されている金さんは、私がADB総裁在任中、副総裁を務めていたときまして、大変よくサポートしていただいたというふうな思ひます。

それから、この方は英文学の大変な素養のある方でありまして、しばしばシェイクスピアのいろんなせりふを引用されたりする大変インテリナショナルな方でもございます。ただ、これは私の個人的な関係、感想でありまして、AIIIBの総裁としてどうかこうとか、そういう話とは全く関係ございません。

○西田実仁君 終わります。

○藤巻健史君 維新の党の藤巻です。よろしくお

願ひします。

先ほど、前川委員の方から、量的緩和がどういうことで景気がいいのかという質問に対して、岩田副総裁が大分難し過ぎたので、代わりに私がお答えいたしますけれども、前川さんいらつしやらないんです。

まず、いろんな経路がありますけれども、一つは、余つたお金が株とか土地に行く、そうすると株とか土地の値段が上がる、上がると消費も増えるという、いい回転が起こるわけですね。昔、バブルのときにシマ現象という言葉がありました。要するに、株と土地が上がつたおかげで当時の日産の最高級車シマがばか売れる、それを見て日産の株が更に上がる、そして日産のシマがたぐさん売れば、当然ながら、日産の従業員の給料も上がつて、ベアもある。これを資産効果と言ひますけれども、量的緩和によつて、資産効果であつて、まさにあのバブルの狂乱経済が生まれたという経路が一つあります。

それから、先ほど、二番目に、黒田総裁は金融政策はのためにやらないとおっしゃいましたけれども、量的緩和によつて円安が進む、円安が進むことによつて日本の競争力が上がる。それは、別に輸出だけじゃなくて、サービス、輸出物、それから労働力も競争力が上がる。すなわち、観光業が今円安によつて観光客が増えているのと同じように、サービスも良くなるし、それから円高で海外に行つていた工場が戻ってくるということによつて、日本人のベアにも貢献するというような非常にいい回転が起こる。

ということで、量的緩和がいいというのは、私も今日だけを考えれば認めます。特にまた、今、大企業とか金持ちだけじゃないかという批判もあるかもしれないけれども、これは、経済の景気回復というのは、当然のことながら、お金持ちとか大企業が先にスタートして、その後中小零細企業の収益等が上がつていくということで、これは単なる時間差の問題でして、これだけお金じゃぶじゃぶにすれば、やはり最終的には世の中良く

なるし、景気も良くなるし、インフレ率も上がってくると思います。

その点に関してはいいんですけれども、問題は、量的緩和の評価というのは事後的に評価されるべきだと思うんですね。多少今日は良くて、それがコントロールを失って、それが悪性インフレになったらば、今日良くても全てのプラスというのは霧散してしまつて、国民は地獄に陥つてしまふわけです。ですから、重要なのはこのインフレがスタートした後にコントロールできるかどうか。ということでは私はいつも出口戦略を聞いているのに、黒田総裁は時期尚早としてお答えくださらない。

最近、この前の参議院のデフレ調査会でも三人の日銀のOBの方が懸念を表明されておりましたけれども、出口になつてはかなりインパクトが、日本経済に対しても日銀に対しても悪影響があるだろうと。要するに、日銀が損を垂れ流しになつたときにどうやって対処するかとか、そのときには円が暴落し長期金利が暴騰するのではないかと、その出口というのはかなり大変なことになるだろうと。

そういうふうに変なことが起こる可能性があるときに、やはり前もって出口を検討する、日銀だけじゃなくて多くの人が検討することは重要ではないかと思うので、出口戦略をいつ時期尚早と言ふのをやめて開示するのを是非教えていただきたいと思っています。

それはなぜかという、FRB、アメリカの場合には、まず二〇一一年の六月に出口戦略を開示しています。そして、二年半後の十二月にテーパリングを開始したわけですね。要するに、二年半前に出口戦略を発表しているわけです。

二〇一五年を中心に二%達成するという自信をお持ちならば、当然のことながらもう出口戦略は一般公開してもいいと思うんですが、それをしないのはおかしいかと思うか、お教えください。
○参考人 黒田東彦君 FRBがいろいろな機会にFOMCとして出口戦略その他について議論し

たことは事実であります。二〇一一年六月の出口戦略は事実上そのとおりにならずに、結局、その後の実際にテーパリングが行われた後において新しい言わば出口戦略的なことを述べられたということでありまして。

したがって、委員の御趣旨はよく理解するわけですが、現在はまだ二%の物価安定の目標をできるだけ早期に実現するように最大限の努力を行っている最中でありまして、今の時点で出口戦略を議論するのはやはり時期尚早だろうというふうに思います。いずれ議論する必要があるというふうなことはそのとおりであります。また、まだ時期尚早であるということでもあります。

○藤巻健史君 二〇一一年六月に出口戦略を出して、総裁がおっしゃったように二〇一四年の九月に第二弾の出口戦略を出したけれども、これは事態が変わつていて、最初の出口戦略というのは利上げは最初にやるといふ話だったんですよ。ごめんなさい、バランスシートを縮めるというのが最初の出口戦略で、第二弾というのは先に利上げをするという方法で、その最初の出口戦略がもう実行不可能だと思つたから第二の弾を出したわけだと思ひます。

それはともかくとして、FRBはかなり早い段階で出口戦略を出している、日銀も出すべきだと思ひます。私はきつと出口がないんじゃないかなと思ひつていて、だからですけれども、まあそれは議論は別として。

次の質問に入りますけれども、総裁は任期が二〇一八年、あと三年あると思うんですが、先ほど岩田副総裁が最高の責任の方法は辞任することというふうにおっしゃっていましたけれども、黒田日銀総裁はその三年後の満期で辞める意思があるのか辞めないのか。私は絶対に辞めちゃいけないと思うんですね。というのは、なぜかという、これ、お金をじゃぶじゃぶにして景気を良くするなんて極めて簡単な方法なんですよ。誰でもできますよ、正直言つて。そこで辞められたらもういいところ取りもいいところで、この後はやっぱ

り出口がないと私も思っていますし、出口むちゃくちゃに大変なので、これ次の総裁は修羅場ですよ。出口まできちんとやつて、状況を平常に戻してから辞める、そこまでの責任感があるかどうか、その決意をお聞きしたいんですが。

○参考人 黒田東彦君 先ほど来、あるいは従来から申し上げてまいりましたとおり、現在は出口戦略を議論するのが時期尚早であるということでありまして、量的・質的金融緩和はオープンエンデッドで二%の物価安定目標の実現を目指し、それを安定的に持続できるようにするまで継続するというところでございますので、具体的な出口戦略の議論あるいはその時期というのを今明示するということはできません。

なお、私の任期は、先ほど御指摘のように二〇一八年の四月八日でございますけれども、私の任命というのは、内閣が指名し、国会において承認されて、後に任命するというところでございますので、私から何かそれについて申し上げることは一切できません。

○藤巻健史君 やはりまさに、やらせてほしいとおっしゃっていただかないと責任感ある立場だとは思ひませんので、是非よろしく願ひしたいと思ひます。

それから、次に、出口戦略、まだ時期尚早とおっしゃっていますけど、ちまたではもうかなり議論されているわけですよ。この前も、例えば日銀にある当座預金残高の金利を上げていくという方法、これは難しいという事は、私、こういう場でも何度も申し上げていますが、また、もう一つは、過剰準備預金をこれを準備預金化しちゃう。要するに、過剰準備預金については今〇・一%金利を付けていますけれども、それをゼロ%にしちゃうという、それでも固定させてしまふという議論があるかと思ひます。

先日、日経新聞「経済教室」で翁京大教授がそのようなことを述べていましたけれども、そういう説について、過剰準備預金を準備預金化してしまふというアイデア、これについてはどうい

メントをお持ちでしょうか。

○参考人 黒田東彦君 これも従来から申し上げていますが、出口に当たっては、金利水準の調整あるいは拡大した日本銀行のバランスシートの扱いなどが当然問題になるわけでありまして、そのための具体的な手段としては、保有国債の償還あるいは各種の資金吸収オペレーションのほか、いわゆる付利金利、補完当座預金制度の適用金利ですね、これの引上げなどが考えられるわけですが、これも、実際にどのような手段を用いるか、あるいはどのような順序で出口を進めるかというのは、やはりその時々々の経済や物価情勢、さらには市場の状況などによつて変わりますので、早い段階から具体的なイメージを持って申し上げることはかえつて市場に不測の影響を与えるおそれがあるというふうにおもひますので、差し控えていただきます。

○藤巻健史君 先ほど私の質問に関して、過剰準備を準備預金化するというのを、もしそんなことをやったら日本中の銀行はばたばたと倒産してしまふと思ひます。

ですから、いろいろ黒田日銀総裁が時期尚早だというお話をされていますけれども、ちまたではいろいろな方法を考えられて、一つとしてまとまなというか、適切な出口を考えられていないんですよ。みんな否定されてしまふ、欠点が否定される。ですから、日銀は頭のいい方がそろつていますから、ちまたではきつと議論されてない新しい、発見できてない新しい方法があるんだというふうに確信しておりますので、頑張ってください。

もう一つ、私もこれも何度か質問していますけれども、四月九日の日経に総裁の記者会見の要旨がありまして、そこに、記者が、バブルと判断すれば物価目標が未達でも緩和を縮小するかという質問があります。要するに、一九八五年から九〇年のバブルのとき、あれは消費者物価指数が極めて低かつたにもかかわらず、土地と株が狂乱して、経済自体が狂乱した。日銀は消費者物価指数

だけに目をやっていると、株価、不動産価格の上昇に目を配らなかつたのを反省して、遅かつたんですけれども利上げをしたわけですが、そういう事実があるにもかかわらず、黒田日銀総裁はこの記者会見のときに、日銀は物価の安定と金融システムの安定が二つの重要な目標だ、金融システムの安定について考えるべきはマクロブルーデンシャルな対応で、中央銀行は物価安定を第一に考えるべきという人が多いというふうに、消費者物価は物価ですけれども、土地の価格、不動産価格というのは消費者物価指数には入っていません、上昇はね。

ということとは、この記者会見の記事を読んでいる限り、土地と株の値段が上がって、今、昨日もというか、今日も二万二百円ぐらい株価は行っていると思うんですけども、このまま上昇し続けている、あくまでも消費者物価指数を重視して量的緩和を中止しないのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

もし中止してしまうと、逆に言いますと、中止してしまうと日本の財政はお財布は空。要するに、何を申し上げたいかというと、今年の国債発行額百五十三兆円のうち百十兆円は日銀さんが買っていますから、要するに国の借金の七割は日銀が貸しているわけです。日銀がやめてしまうと借金の七割を貸してくれる人がいなくなっちゃうわけで、国は資金繰り倒産をしようと思うんですけども、そのときに、それでも量的緩和をやめるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいなと思っています。

○参考人黒田東彦君 従来から申し上げておりますとおり、二%の物価安定の目標の早期達成というのを目指して現在の金融政策を進めておりますが、その際には常に、経済・物価見通しに加えて、上下双方の様々なリスク要因を点検し、展望レポートなどで公表をしております。そうした枠組みの下で資産価格の動向についても点検しておりますけれども、現時点で資産市場や金融機関行動において過度な期待の強化を示す動きは

観察されていないというふうに思います。

ただ、先行き、金融緩和がもたらす様々な影響には引き続き目配りしていく必要があると思いますが、十五年にわたりデフレが続いてきた日本の現状を踏まえ、量的・質的金融緩和を継続していくということは非常に重要だろうと思います。ただ、そういった中で、今言った目配りというのは当然であると思います。

なお、先ほど御指摘になりました記者会見の中で私が指摘したのは、一般的に、まさにほとんどの中央銀行の人あるいは国際機関などが言っていることを引用したということでございます。

○藤巻健史君 ちょっと質問残りましたけれども、時間が参りましたので、ここで終わりにします。

○委員長(古川俊治君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時二分休憩

午後一時開会

○委員長(古川俊治君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、財政及び金融等に関する調査のうち、日本銀行法第五十四条第一項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大門実紀史君 大門でございます。

午前中少し西田さんからありましたが、AIIIB、アジアインフラ投資銀行について質問いたします。

これは二〇一三年の十月に中国が呼びかけて、アジアのインフラ整備に資金を提供するというところで、今年の三月に参加国が締切りされて、日本、アメリカを除いて、ヨーロッパを含めて五十七か国が参加すると。この六月に正式な設立協定の調印がされるということですが、日本が参加しなかったことについて賛否両論が今起

ているところがあります。与党の中でも議論があるというふうに聞いておりますけれども。

まず、財務省に、なぜこのAIIIB、アジアインフラ投資銀行に参加しなかったのか。麻生大臣にはちゃんとお聞きしますけれども、麻生さんに聞くと、いろんなことをおっしゃいますので、まず、事務方として、答弁書を書くのは事務方でしょうか、簡潔なきちっとした答弁を開きたいと思っております。

○政府参考人(武内良樹君) アジアインフラ投資銀行については、アジアのインフラ資金需要を背景にその構想が出されていると承知してございます。他方、国際金融機関による融資につきましては、既存の国際金融機関と遜色のない公正なガバナンスの確保、理事会の役割、環境社会配慮が必要だと考えてございます。

日本は、AIIIBに関しましては、域内国として中国に次ぐGDPの規模があることから、日本の加盟はAIIIBにとっても大きな意味を有すると思われる。中国も日本の意向に関心を示しているところがございます。

そうした中で、日本といたしましては、ほかの国々とともに交渉に参加するよりも、交渉の外から直接中国に働きかける方がAIIIBが責任ある国際機関となるために有効であるとの判断により、交渉に参加していかないものでございます。

○大門実紀史君 交渉の外から分らないから入る方が、何ですか、要するにずっと入らないということですか、そうしたら、入るんですか。入ることを前提に、今のところは入らないで外から意見言った方がいいということなのか。入らないつもりだったら何の交渉力もないじゃないですか、関係ないんだから。どつちなんですか。入るつもりで、いざ入るんだけど、今は入らないでいろいろ外側で意見言った方がいいんだということなんですか。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。入るか入らないか、いざ入るか入らないかに

つきましては、まずはAIIIBがどのような機関になるのか、それを見極めた上でなければ判断が付きません。AIIIBがどのような機関になるかを、その責任のある機関として社会環境配慮などをする、理事会の役割をきちんとする、そういったことができるかどうかについてまずは見極める必要があるかと思

その上で、その見極めるに際して日本側の意見を伝える伝え方でございますけれども、外から直接中国側に申し上げる方が有効ではないかと考えているところでございます。

○大門実紀史君 それは、だから、入ってみんなこれから作ろうとしているわけですよ。何で入らないでやるのか分らないですね。何かいろんな審査基準がどうのと、貸した金が返ってこないとか、いろんなけちを付けられることばかりおっしゃっているんですけども、それはほかの国だって危惧があるわけですよ。入ってルールを作るのに参加するということに入っているわけですよ。だから、財務省の言う理屈って何かちよつとよく分らないんですけども、何かただけちを付けているみたいな、こう思うところがあるんですけれども。

もう端的な話、これは、あれですか、アメリカが参加していてもそんな理屈で入らなかったんですか。

○政府参考人(武内良樹君) お答え申し上げます。

AIIIBがまともな機関になるためにどのような形で働きかけをするのかということでございますけれども、交渉のメンバーとして中に入らなかったとしても、中国側とは日本側は直接会話が出来るわけでございます、働きかけは出来るわけでございます。そういった中で、中国に対して日本が外からきちんと日本側の懸念を伝えるということであることが有効ではないかと考えています。

○大門実紀史君 答えにくいですが。

いや、これ僕思うんですけども、アメリカなんか日本を裏切りますよ、平気で。平気で裏切りますから、アメリカの顔色を見て、最初はそうですよ、G7そのものにアメリカが働きかけて、G7は今回ちょっと見送ろうかと思っていたのが、イギリスが抜け駆けしたのだからみんなわっと入っちゃったと。で、日本が残っちゃっているわけですね。

だから、これは流れていくとそうなっているわけですから、日本の場合はアメリカの顔色を見てやっぱり踏みとどまったと。意見交換もされてきたという話は聞きましたから、そうだと思うんです。それはまあ別に、いいと思いませんけれども、あのままだとしてですよ、それならそれでも、ありのままとしてですよ、それならそれでもうちよつと何かちゃんとした理屈で入らないとか入るとか組み立てるべきで、何かごちゃごちゃごちゃごちゃいちゃもん付けて、これからでも話ができるのか何だとか、そんな甘いものじゃないですよ。やっぱり、最初に参加して、参加した中でどういう形が組織ルールも作るわけだから、そこで物を言わないと、何か変えられるということにならないと思うんですよ。

それはあれですか、それじゃ、今後、仮にアメリカが、アメリカなんか日本を無視して入るときは入りますからね、アメリカが入ってもまだ同じことを言い続けるんですか。どういう観点ですか、今の理由は。

○政府参考人 武内良樹君 米国がAIIIBに入ったら日本はどうするのかという御質問かと思えますけれども、そういう仮定に基づく答弁はちょっと差し控えていただきたいと思います。

ただ、いずれにせよ、AIIIBの参加の是非は、AIIIBが責任のある機関となるかどうかというところをまず見極めた上で、その上で議論をする必要があるかと思っております。

○大門実紀史君 だから、財務省としてもその程度のことしか言えないといえますかね。こんなの、今そんな一生懸命おっしゃいますけれども、

急に政治的に判断が変わったらどうするんですか。今言ったような答弁、何にも残らないですよ。意味がなくなりますよ。だから、何というのか、もつとどつしり、入らないなら入らないと、それはこういう日本の戦略があるからだといううなことがあればまだ聞こうと思うんだけれども、何かけちばっかり付けているんですよ。ちよつと情けないなと思っておりますし、流れからいきますと、IMF改革というのがこの委員会でも議論になったことがあります。あれは亡くなられました中川財務大臣の頃だったかと思うんですけれども、そのときにはやっぱりそういう新興国が今のIMFの在り方とか、世銀もそうだけれども、いろいろかなり要望が出た。ところが、アメリカがそのIMF改革を拒否するといいますが、ちゃんとやってこなかったと。そんないような流れがあつてこう来ていると。

なおかつ、今、参加したアジアの国々は、日本が実際に懸念しているような、中国主導になるんじゃないかとか、中国がいろいろなことを勝手にやるんじゃないかとか、そういうことが思われるからこそ日本に入ってほしいというふうにアジアの国は思っているわけですね。だから、もつと何かもうちよつと大局的に捉えた方がいいんじゃないかなと私は思いますし、この前のG20の声明にそのもの、IMFの改革そのものの要望が入っているぐらいですので、もうちよつと大きく捉えた方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、あとは麻生さんに聞きます。

このAIIIB参加の賛否について黒田総裁に聞いてもこれは答える立場じゃないということになるのは分かっておりますので、ちよつとこの情勢を踏まえて大きな話をお聞きしたいと思うんですけれども、アジアの経済あるいは金融の連携というのはこの委員会でもよく議論になってまいりまして、私もアジアの経済金融連携は進めるべきだという立場から、さっき言ったように、もうとにかく今までアメリカの顔色ばかり見てやるんじゃないくて、日本がもうちよつと自分の頭で考え

て、アジア全体のためにイニシアチブを発揮して、中国とも対等に渡り合う、あるいは中国とも協力すると。

ただアメリカじゃなくて自分で考えてやるべきだということは何度も議論したことがありますし、谷垣財務大臣の頃、あるいはさつき申し上げた中川大臣の頃に、このアジアの連携でいいますと、かつて九七年の通貨危機のときに日本がアジア通貨基金構想を出したらアメリカに潰されたわけですよ。ただ、当時の政府はなかなかでして、その後、新宮澤構想とかチェンマイ・イニシアチブとか、これはいざというときの通貨スワップですけれども、アジア債券市場とか、アメリカの顔色は見ているかも知れませんが、日本が本独自でやることはやろうという流れがあつて、私はそれを非常に評価して、更にその点頑張つて、もつとアジアでの共同を日本がイニシアチブを取ってやるべきだと言ったら、本当に谷垣さんとか中川さんとはもう意気投合したというのを覚えておりますけれども、この委員会です

ところが、その後、それはその狭い範囲でやっぱりアメリカの顔色ばかり見ているからTPPのことが出てきたりしてきて、その間に中国は経済力も発言力も増してきて、そしてとうとうこういうふうな、自分たち主導、中国主導でこういうものを始めたというふうな流れになってくることを思うと、日本は何していったのかと。本当にアメリカのことばかり思っているから立ち遅れてきているなというのをつくづく思うわけであり

私は、そういう面で、このAIIIBを見ると、もちろん中国の思惑はありますし、堂々と言っていますよね。自分たちの過剰生産能力の問題とかシルクロード構想とか、もう隠さないですよ、中国は、自分の思惑を。しかし、五十七か国も参加して規模がこれだけの規模になって、なおかつアジアの人たちは、いろいろ中国の思惑はあるけど、やっぱりこれは使える枠組みだということ

参加すると。だから、規模のメリットとかはありますから、いろいろありますけれども、やっぱり日本も参加していい共同の投資銀行にしていこうと力を尽くすべきだということに思うわけですが、まあそういうことを思いますが、それを聞いても黒田さんとしてはどうかということにならないと思います。

その中の一つなんですけれども、これは金融問題が、私、背景にあると思っております。中国も、インフラだけではなくて、過剰生産能力を処理するだけではなくて、人民元の国際化というのを掲げているんですよ、これ。私は、円の国際化をもつときちつと進めるべきだという立場で質問をしてきました。その点でいくと、今回のこのAIIIBの中国が始めた意図の一つは人民元の国際化と。これについて、駄目という意味じゃなくてもきちつと見ておく必要があると思うんです

一言言えば、イギリスがなぜ急にAIIIBに入ったかという、私は大きな理由として金融問題があると思っております。やっぱりイギリスのロンドンを金融センターのままで維持するためにはこれに参加しておいた方が得だというようなことがあったように思いますので、やっぱり金融面で考える必要があるかと思うんですけれども、特に中国の人民元の国際化ということについて、黒田総裁のお考えをちよつと聞かせてもらえればと思います。

○参考人 黒田東彦君 御指摘のとおり、中国は人民元の国際化ということを目指して掲げて、様々なことを既に始めております。

具体的に申し上げますと、人民元が完全に国際通貨として、ドルやユーロ、あるいは円などと同様に自由に使えるようになるためには、幾つかの要件があると思いますが、一つは資本規制の廃止と。資本勘定がまだ規制されたままですと、人民元がありまして、それをほかの通貨に自由に替えられない、あるいはほかの通貨から人民元に

自由に替えられないということだと、なかなか人民元の国際化というのは進まないということになりますので、中国人民銀行は既に資本規制の緩和ということをかなり明確に打ち出しておりまして、それが今後どのように進むのかというのは非常に関心のあるところであります。

二番目が、金利の自由化を含めて金融自体をある程度自由化しないと、人民元を使うということになりますと、結局は銀行を通じて決済あるいは資金の運用ということが行われますので、金融の自由化ということも必要であろうと思います。

更に言いますと、様々な決済が国際的に行われる仕組みができてこないといけないということでありまして、これらも全て実は人民銀行が金融の自由化も着実に進めておりますし、決済についてはまだ資本規制が残っておりますので自由ではありませんが、その方向にも進んでいるということと、そういうことでは、政府あるいは中央銀行が行うこととしてはかなり着実に進んでいると。ですから、そういうことが進んでいけば、将来人民元が国際化し、国際的な通貨として広く使われるようになるだろうと思います。

日本円につきましても、今申し上げた資本規制の、これはもう完全に廃止されていますし、金利等の金融の自由化も進められておりますし、また、決済の国際的なものについても次々に進めておりますので、そういった意味では、規制の緩和というのか、そういう政府、中央銀行の対応としては日本の方がはるかに進んでいるわけですが、中国もかなり急速に進めておりますので、これが具体的に円と同様に、あるいは円以上に人民元が広く国際的に使われるかどうかということになってきますと、やはり民間の投資家、金融機関等がどの程度本気になってやるかということにも懸かっています。日本の場合には、政府、中央銀行としては全て国際的に使えるようにしたわけですが、けれども、ドルのように国際化していません。あるいは、ユーロと比べてもやや劣るということでありまして、最終的には民間の投資家、金融機関

がどこまで対応するかということに懸かっていると思いますが、中国の人民元が国際化していくことと自体は私は大変結構なことであると、好ましいというふうに思っております。

○大門実紀史君 終わります。

○中山恭子君 次世代の党、中山恭子でございます。

今の大門先生の質問を聞きながら非常に同じ思いをいたしました。

まず、その前に、今回のG20の共同声明で、米英が強固な成長を続け、ユーロ圏と日本の経済見通しが最近改善されており、これは世界経済のより強い回復を支えるものとあります。また、黒田総裁の記者会見で、日本の金融政策について中で議論はなかったというお答えがありました。この様子を見ながら、このG20を始め国際社会の中で日本の経済政策については非常に強い信頼が置かれているのだからということを読み取りまして、私としては大変心強いというのか、今の黒田総裁始め日銀の皆様の御活動、そして財務当局にはもうちょっとやってもらいたいことがありますけれども、経済関係者の動きに敬意を表しているところでございます。

このAIIIBの動きにつきまして、私もどのような対応をしたらいいのか、もちろんはつきりつかめてはいるわけではございませんけれども、ただ、そのAIIIBの問題の前に、今、大門先生からもありましたIMF改革とか、もっと大きく言えばブレトンウッズ体制をどのように再興していくのか。IMF、世銀、ADBなどの機関の連携と、言っているんでしょうか、そういったものをより強固なものにしていく必要があるのではないだろうかと思っております。

その中で、日銀、それから日本政府が果たせる役割というのはいろいろあると考えておりまして、随分古い話になりますが、私もIMFに勤務しておりましたときも、アメリカが孤立するということやなときにも西欧諸国と日本が一緒になって解決をしていった様子を目の当たりにしております。

して、日本がそういった役割を果たせるのではないかと思っておりますが、このアメリカに対してヨーロッパ諸国と組んで改革を進めるなり、ブレトンウッズ体制をどのように再構築するのか、又はこのままで再興できるのかといったようなことを御検討いただけたらと思います。

質問通告とちよつと違っているかもしれませんが、お答えいただければ有り難いこととございます。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のように、世界経済は従来IMFが見通していたよりも少し良いということと、特にユーロ圏と日本経済が従来見ていたよりも成長が高くなりそうだとということと、世界全体の経済成長の見通しも上方修正したわけでありまして。

ただ、その中で必要なことはやはりそれぞれの国が適切な政策を取ることでありということと、日本については、幾つか言われていますけれども、二つほど特に指摘しておりますのは、一つは、やはり財政再建ということと目標とその手段を含めてより明確にする必要があるのではないかと。もう一つは各種の構造改革を進める必要があるということとを指摘しております。金融政策についても若干の引用がありますがけれども、基本的に大きなのは財政再建の話と構造改革ということだと思えます。

そうした中で、日本の国際的な役割、御指摘のようにG20あるいはIMFでも現在米国の次のシエラを持つてはいるわけですので、当然主要国とともに様々な国際協調を進めていく必要があると思えますし、現に、これは主として財務省ですけれども、進めておられるというふうに思えます。

具体的にIMFのクオータの倍増とガバナンス改革については、確かに米国が議会が通らないというところで、百八十数か国の加盟国のはとんどどの国の議会が承認しているにもかかわらず、言わば拒否権のある米国の議会がまだそれを通していないということと改革進んでいないということについては、確かに特に新興国を中心に不満が高まっ

ておりまして、そうした中で日本とかヨーロッパが言わばアメリカと新興国との間に入るという形で何とかこの改革を進めていきたいというふうに思っており、いろいろ努力はしております。

今後とも、引き続き、これは主として財務省ですけれども、中央銀行の立場からも協調を進めていきたいと思っております。

○中山恭子君 それでは、公共事業の方の質問を先にさせていただきます。

日本の中で今公共事業というのがそれほど大きな額を占めておりません、過去に比べてですね。ただ、今回のG20でも、国内における投資を促進、共同声明ですけれども、投資を促進するという我々のコミットメントを再確認することと、九月の会合までに投資戦略をそれぞれの国が策定するというように共同宣言でうたわれております。

日本としても、規制緩和等もあらうかと思えますが、私自身はやはり必要な公共事業は政府として行っていく必要があると思っております。今の金融、それから金融緩和の動きの前には、私どもは二百兆円規模の基金を日銀に積んででも民間事業が動かない限り政府として公共事業を進めていく必要があるというような主張をしておりまして、今はそこまでのような必要はないのかもしれませんが、財務省としてインフラ整備に対するお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○政府参考人(武内良樹君) 御指摘のとおり、G20の中でインフラ整備の必要性について述べられております。あわせて、財政再建、財政の問題も指摘されてございます。

今般のG20のコミュニケーションは、効率的なインフラ投資の促進に触れつつ、高水準の公的債務の存在が重要な課題であることを言っているわけでございます。また、IMFは公共投資について、明確なニーズがあり効率的な投資を行える国では増やし得るものの、既に債務残高対GDP比が高い国々では債務を更に増加させるリスクがあるということも指摘しているところであります。

こうした観点から、日本におきましては、債務残高の対GDP比が二〇〇％を超える厳しい財政事情や将来の人口減少を踏まえ、老朽化対策や防災・減災対策などに重点化しつつ、質の高い社会資本整備を適切に実施していくことが重要であると考えてございます。

○中山恭子君 是非、財政再建と公共事業というのが相反するものではなく進められる可能性が十分あると考えておりますので、積極的な財政政策を取ってくださるよう、今なおその思いはありますので、よろしくお願い申し上げます。

物価上昇についてでございますけれども、確かに時期が少しずれているというところは言えるのだけれど、物価が少し上がりますが、でも私自身は、日銀の二％を維持していくという強い信念で金融政策を取ってくださっていることに本心から敬意を表しますし、自信を持って進めていただきたいと祈るような気持ちで過しておりますが、二％になかなか達しない理由が消費税の増税、これはある程度きちんと整理されていることだと思いますが、今日午前中にもいろんな意見がありました原油価格の下落というものの一つ大きなテーマであらうと考えております。

その原油価格が、先物市場を見て緩やかに上昇するであらうという今見通しを立てていらつしやるということですが、実は今年二月二十六日に原油価格について短い質問をいたしましたとき、黒田総裁から、この原油価格の下落の影響は一挙に直ちに出現するというよりも若干のタイムラグを伴って出てきますので、短期的には幅が縮小する可能性が高いかというところというお答えがありました。

この原油価格の五割以上の下落については世界的に予想をはるかに超えた動きであると、これは明確に言えるものであれば、これだけの大幅な原油価格が、経済的にはもちろん大きなプラスの面もある、それからタイムラグがあるということも勘案した上で、もう少し精緻な形で、消費者物価

に対する影響というのは確実にあるわけでございますから、しかもそれが消費者物価の高さ、低さだけではなくて時期についても大きな影響があると考えておりまして、私、経済学者ではないのでそれ以上何とも申し上げられないんですが、専門の方々にこの原油価格の下落が経済政策に対するプラス、マイナスの影響、それから物価に対する影響、幅それから時期について精緻な分析をしてもらって、その点も物価上昇について考慮に入れてよろしいのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のとおり、原油価格の下落ということは基本的に経済成長にとつてはプラスですけれども、その結果として物価にもプラスになってくるわけですが、その物価へのプラスの影響というのはかなりタイムラグを伴います。足下ではむしろ原油価格の下落ということによって物価上昇率が落ちてくるということはそのとおりであります。

そこで、その効果がどのくらいかということでございます。これは一定の前提を置いて計算されたものでございますけれども、前回の政策委員会の経済見通しを公表した際に、原油価格について一バレル五十五ドルを中心に、この二〇一六年度末までに七十ドルぐらまで緩やかに上昇していくという前提に立つと、その場合の消費者物価におけるエネルギー価格の寄与度というのが一定の前提で計算されまして、そうしますと、二〇一五年度でマイナス〇・七から〇・八ポイント、つまり消費者物価の上昇率をそうでない場合と比べて〇・七から〇・八％程度押し下げるという効果があると。ただ、二〇一六年度になると〇・一から〇・二ポイント引き上げる効果があるというふうな試算されるということでございます。

ただ、これは一定の前提を置いて試算でございます。また、なかなか、原油価格だけを取り出して、その価格、物価上昇率への影響というのはなかなか計算が難しいんですけど、おおむね今のような状況ではないかというふうに思っております。

す。

○中山恭子君 ありがとうございます。是非、皆様でしっかりと政策を続けたい、自信を持って続けたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○中西健治君 無所属クラブの中西健治です。ありがとうございます。

物価安定目標の達成時期と出口戦略についてまず伺いたいと思いますが、四月十九日曜日のミネソタでの総裁の講演、こちらで二％の目標達成時期に関して、英語での講演だったからかもしれませんが、かなりはっきりと二〇一五年度又は二〇一六年度の始めということまでおっしゃられております。当委員会においては、二〇一六年度のいつなんですかということをお聞きしたところ、いや、時期は特定できません、はみ出すことは二〇一五年度からあるかもしれませんが、こうお答えになつていったのが、アーリー・フィスカル・イヤー・ツー・サウザンド・シックスティーンとおっしゃられました。アーリー・シックスティーンというのはいづを指しているのでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) これは、従来から二〇一五年度を中心とする期間に二％程度に達する可能性が高いということで、二〇一六年度に若干はみ出す可能性もありますということをおっしゃりました。それと同趣旨で、二〇一六年度の前半ということか初めというか、そういう頃に達する可能性が高いということをおっしゃったわけでございます。

○中西健治君 いや、同趣旨といつても、アーリーという言葉、英語の達者な黒田総裁が使つていらつしやるわけですから、二〇一六年度の第一・四半期、六月ぐらまでを指しているのか、それとも九月ぐらまで、前半を指しているのか。じゃ、それはどちらなんですか。

○参考人(黒田東彦君) この辺りは次回の展望レポートに向けて政策委員会のメンバーがいろいろこれから議論するところでありまして、私から

今出ている展望レポートの範囲を超えて申し上げるのは若干僭越かと思いますが、個人的には先ほど申し上げたような感じの意見を持っております。

○中西健治君 六月か九月までという、その特定まではいかなかったということですが、年度の前半ということだというふうに総裁御自身はお考えになっているということのようです。

総裁、今、日銀のメインシナリオは、当面ゼロ％で推移した後、秋頃からかなり物価上昇率が加速していくと、こういうことをおっしゃられていくわけでありまして、秋以降ゼロから二％に向かつての急上昇が始まるということになりますから、同じくミネソタで総裁は、ザ・ジャパニーズ・マーケット・クッド・ビー・サプライズドと、こういうふうにおっしゃっていましたけれども、いや、マーケットが驚くだろうと言っている場合ではなくて、総裁、驚く前に出口政策を示さなきゃいけないんじゃないですか。驚かせないことが必要なんじゃないかと思いますが、時期尚早だ、時期尚早だとおっしゃっていますが、急上昇が起きて相場が驚き出しているという、ひょっとしたら右往左往しているような時期にやと出口の議論に差し加かつてきているんだというのではなくて、その前に出口の議論というのは明示していかなくちゃいけないかと思ひます。そこはいかがですか。

○参考人(黒田東彦君) ミネソタでの講演の中で、実は会場からの質問で、米国の金融政策は遠からずノーマライズする、一方で日本の量的・質的金融緩和は当面続くというところになると、ドル高円安に更に進むのではないかと御質問があったもので、私は、為替の動きというのはなかなか分からないんです。

例えば、米国の金利の先行きについて、FOMCのメンバーのドットでいくとかなりのテンポで金利が上がっていくことになっていくんですが、市場の期待はずっと上がらないというふうになっていくんです。そうしますと、もしFOM

Ｃの見通しのように金利が上がれば、サブプライズがあつて、ドル高円安になり得るわけですね。

逆に、今度は日本を見ると、市場の金利の期待もずっと低いまま行くというふうになつていゝんですが、私どもは二％の物価安定目標に近づいていき、二〇一五年度を中心とする期間に二％程度に達する可能性が高いと見ていますので、そうなりますと、おのずと金利も市場が見ているよりも上がる可能性がある。そうしますと、またサブプライズで、今度は円高ドル安になるということなんですが、どっちもそういう要素があるので、どっちに転ぶか分らないで、為替というのはなかなか分らないですという、やや持つて回つた御説明をしたところ、その一部のサブプライズが日本であるというところだけ何か報道されたものですから、若干ミスリードしたのかなと思つて、反省をしております。

○中西健治君 そちらについては分かりましたけれども、出口戦略について議論するのは時期尚早だということはおっしゃられております。

一方で、総裁は内部的には議論は行つていゝと、政策委員会ではなくて、日銀内部、それ以外のところだということだと思ひます、そういう答弁もされていゝわけでありまして。これは委員会ですとあるということでありまして、国会ですとあるということでありまして、スタッフペーパーですとかワーキングペーパーといった形で内部の議論をあらかじめ公開する、そうしたことによつて、市場から後手に回つたということにならないように、なるべくならないようにするということも、一つ政策の透明性を確保する点からやつてみたいといふんじゃないかと思ひますが、それについてはお考えになりましようか。

○参考人(黒田東彦君) 御指摘のような考え方もあり得ると思ひますが、私どもとしては、やはり量的・質的金融緩和の出口の在り方というのは政策委員会でも検討すべきものである。現時点ではまだ時期尚早ということ、これまでの政策委員会の議事概要が出ていゝわけですが、

出口については議論をまだしておりません。

ただ、そうした下で、様々な状況に対応できるように金融市場調節手段などの技術的な側面の検討は事務局で常々行つてきておりまして、従来から申し上げていゝとおり、出口に当たつて金利水準の調整とか、あるいは拡大した日銀のバランスシートの扱いといったことが当然課題になりますので、そのための具体的な手段、様々なものが考えられますけれども、そういったことについて技術的な検討は事務局でしてありますが、具体的に実際にどのような手段をどのような順序で行うかという出口の議論はまだしておりません。

○中西健治君 申し上げましたとおり、メーンシナリオが秋からの急上昇ということであれば、急上昇して市場が落ち着きをなくしてゐる、失いつあるというところで初めて出口の政策を議論するのではなくて、やはりあらかじめやつておかなきゃいけないということなんだろうというふうに思ひます。

これとも関連するんですが、市場との対話ということについて御見解をお伺ひしたいと思ひますが、前回の十月の末に行われた緩和、これ参議院の財政金融委員会がその数日前に行われて、日銀報告、総裁の方から経済の基調や物価に関する見方全然変わらなかつた、強気な見方が示されて、数日後にすぐさま原油安などを理由にして、リスクがあるということ、大胆な金融緩和、第二弾を行つたわけですが、国会との対話という意味で非常に不満があるということ、こうした不満について、この委員会でも私も苦言を呈させていたございましたし、各委員からそうした不満というのは聞かえていゝわけですが、同じことは市場との対話ということでもまるつきり当てはまつちゃうんじゃないかと思ひます。前回の緩和は、予想してゐなかつただけにサブプライズとして効果を上げたのかもしれないが、総裁は今後もサブプライズによつて金融政策の有効性を高めていく、そういうお考えでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 私どもの考え方は、基本

的に金融政策の透明性が金融政策の有効性を高める上でも重要であるという考えでございます。何かわざわざサブプライズを狙つて、あるいはサブプライズによつて効果を出そうというようなことは考えておりません。

昨年十月末の量的・質的金融緩和の拡大につきましては、従来から、二％の物価安定目標の実現のために、必要になればちゆうちよく調整を行うという方針は申し上げてきたわけですが、十月三十一日の政策委員会において、かなり激しいというか、いろいろな議論がありまして、結果的に量的・質的金融緩和の拡大、これによつて、原油価格が下落して消費者物価が下がること自体は、それ自体はそれに対応する必要はないわけですが、期待物価上昇率、あるいは、ひいては賃金の上昇率や企業の価格設定行動に影響が出てくるおそれがあると、そういったおそれを懸念し、あるいは重視して拡大ということが決まつたわけですが、かなり議論が伯仲したと言つて変ですけれども、五対四で決定されたということでございます。

○中西健治君 残念なんですけれども、よく市場関係者やエコノミストと話しますと、総裁の発言を額面どおり受け取ると金融政策の予想を誤ると、こういうふうに言われております。これは、市場との対話という意味で、それと政策の透明性という点で、額面どおり受け取つちやいけないと言われているわけですから、大変嘆かわしいことなんじゃないかと思ひます。

先日、総裁が決定会合の後の記者会見で、秋以降、物価上昇率はかなり加速してゐるであろうと、かなりという言葉をお使いになられて、これは文字どおりかなり突つ込んだ発言だといふふうに思ひますが、そこで金利はなぜか低下をいたしませんでした。まさに総裁の言つていらつしやることを信じない方がいゝんだといふに相場は反応してゐるということかと思ひますが、こうした十月のサブプライズのような、言わば透明性を欠くよう

な政策を行つたがゆゑに市場との対話がそこを来してゐるという認識はありませんか。

○参考人(黒田東彦君) そういう認識はありません。

市場とは十分対話してありますし、ただ、その場合でも、欧米の中央銀行の政策あるいは市場との対話の状況を見ましても、必ずしも市場は中央銀行の主張してゐることをそのまま受け入れてゐるというわけではなくて、そこにはいろいろな状況があるということでもあります。

私どもとしては、二％の物価安定目標の早期達成ということが最大の目標であり、そのために必要であればちゆうちよく政策を調整するというスタンスに変わりはありませんで、一貫してありますし、ただ、その中で、確かに市場が、なかなか金利が上がらなかつたというか、なかなか物価上昇が加速してゐないという見方を取つてゐるのには確かでございますが、私どもとしては、年度前半は原油価格下落の影響が大きく残りますので、なかなか物価上昇率は上昇してゐないと思ひますが、後半には上昇してゐる、従来から申し上げてゐるような二〇一五年度を中心とする期間に二％程度に達する可能性が高いといふのは、現時点ではそういうふうにお考えをしております。

○中西健治君 必ずしも、おっしゃられた、中央銀行が思つてゐるのと市場が思つてゐることは一緒じゃないかと思ひますけれども、ただ、やはり今、総裁自身がお使ひになつた言葉で、日銀に対する信念と日銀が思つてゐる自信との間になかなかギャップがあるということですから、このギャップ、これを埋めるためには何か努力をしなければいけない、こういうお考え、ないでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) ここはなかなか難しい、哲学的な問題だと思ひますが、市場は市場ですので、マーケットはマーケットの考え方、動き、政策当局は政策当局の考え方、動き、実際の状況は、それぞれの時点で事態が明らかに

なっていくわけですが、事前にそこを完全に同じようにするというのは、先ほど来申し上げていきますように、今、米国でもヨーロッパでも困難ですし、マーケットを中央銀行の思うとおりに完全にするということは、やはりマーケットはマーケットなので困難であろうと。ただ、先ほど来申し上げていきますように、政策の透明性ということではできるだけ最大限重視していきたいと思っております。

○中西健治君 終わりますけれども、二%達成が二〇一六年の前半にあるというふうに自信を持っていられしやるのであれば、先ほどほかの委員からの話もありましたけれども、やはりそれに従って、当然それより前に出口戦略の議論をしなきゃいけないと、こういったことをちゃんと見せていけば、それは市場の期待も当然そのようになっていくのではないかとというふうに思います。私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

○平野達男君 平野達男です。中西委員に関連してちょっと伺います。

ミネソタでは、アーリー、要するに二〇一六年前半というのは明示しておっしゃったんでしょか。

○参考人(黒田東彦君) 私が申し上げたのは年度でございます。年度です、フィスカルイヤーで、二〇一五年度を中心とする期間というのはパラフレーズして、二〇一五年度中あるいは二〇一六年度の方にずれ込むというか、二〇一六年度の初めの頃になるかもしれないというふうに申し上げたわけでございます。

○平野達男君 先ほどそれを聞いています、今回の概要説明のペーパーではこう書いてあるんです。二〇一五年度を中心とする期間に二%に達する可能性が高いと見ていますとしか言っていないんですね。これとこのそこというのはないですか。○参考人(黒田東彦君) それは、従来から申し上げているとおり、二〇一五年度を中心とする期間です。二〇一六年度にはみ出る可能性もあり

ますということでは従来から申し上げております。○平野達男君 こういうところで、そういうミネソタの中で二〇一六年というところを明示的に言っておいて、おっしゃって、こういう中では、あくまでも文面の方では二〇一五年度を中心にということで通すというのは、聞きようによってはちょっと違和感を覚えますね。

これは、アーリー、要するに二〇一六年度というふうにあつて、その前半というところとおっしゃっているわけですから、こういうところの報告の中には、ポジション、ミネソタで言った話というのは大きい話ですから、この中でもやっぱり書くべきではないかというふうに思います。

というの、この問題は前回も何回も議論されていますから、あそこでもう言っていて、今度、先ほど中西さんではそういう言い方されましたけどうなっていますかという議論をしなくちゃならない。しかし、この報告書には、字面で見れば、二〇一五年度を中心としてという字面になっている。この部分は、やっぱり総裁としてのお言葉だと思います。この一言一言は多分市場全部見ていると思いますけれども、やはりきちっと気を付けられた方がいいんじゃないかと思えます。

少なくとも、ごめんなさい、私、ミネソタのあれはちょっとそこまで、中西さんほど詳しく見ていなかったから、あくまでも二〇一五年度を中心という頭しかなくて、前にも、多少ずれ込むかもしれないかもしれない話は聞いたような気がするんですが、二〇一六年ということを言葉の中で明示したのは私としてはちょっと初めてではなかったかという気がしますが、私のそれは誤解であれば誤解で結構です。

ただ、この全体の今日の報告の中でも、二〇一六年度という概要説明の中では言っておられないというところから、ここはちょっと気を付けられた方がいいのではないかと思います。特にコメント、申しませんが、こういうところが何かだんだんだんだんし崩しの、言葉は悪いですがけれども、目標の後退の、時期が下がっていつ

いますねという印象が、しかしどこかで、明示はしていないんだけど何となくどこかで含みを含みながら、じわじわじわつと後ろに持っていくといううようなもし印象が出てくるとすれば、これはやっぱり大変な話だと思います。

だから、そのところの目標時期というのは、今日の岩田副総裁に対して質問もいろいろありますけれども、物すごい、これをいつ達成するかということについては、出口戦略と併せると同時に、今出口戦略が大事だ大事だと、もちろん大事なんですけれども、その出口戦略に至るための様々なひずみがあると蓄積するわけですから、この問題については、慎重に言葉を選ぶというよりも、これならばこれだというふうにこの文章の中にやっぱり書いていただきたかったという思いだけちょっと伝えさせていただきます。

それから、あと、私は量的緩和につきましては、日銀総裁にも申し上げましたけれども、これはもうここまで来たら、とにかく早い段階で、できるだけ早い段階で物価安定目標というのを、二%を達成していただきたいということしかないんです。ここで途中の経過でどうのこうのと四の五の聞いてもなかなかしょうがないんですが、若干の時間がありますので質問させていただきますけれども、国債の長期金利が非常に下がっています。今直近では〇・三%ということになっています。この〇・三%というのは、別な見方をすれば国債が非常に高くなっているということですね。

それで、日銀が今百兆を超えるペースで国債を買っています。その国債の多分金利は〇・三%じゃなくて一%とか、長期金利のやつが一%以上のも多分あるんじゃないかと思えます。

そうすると、国債を買ってもらっただけで、その中でかなりの利益が出てくるのではないかとこのように思いますが、その額というのは、金融機関がどれだけそれで利益を上げるという、その数字なんかはつかんでおるんでしょうか。

○参考人(黒田東彦君) 昨年度の上期の銀行決算における税引き前当期純利益の額は合計で二・七

兆円あります。このうち、〇・三兆円が債券関係利益であります。ただ、この〇・三兆円の債券関係利益のうち、日本銀行への国債売却により生じた利益の額というところは把握しておりません。

○平野達男君 こういう国債の大量の買上げということで、金利の低下が起きている中で、その中で国債を売るといっただけで金融機関はかなり利益を上げると同時に、日銀さんは逆に高い国債を保有することになりますから、将来的に物価が二%という状況で達成した場合には、今度は金利が上がってきますので、今度は含み損というリスクを、日銀さんの場合は含み損というのがあるのかどうかちょっと分かりませんが、そういうリスクをやっぱり抱えているということなんだろうというふうに思います。

それから、あと、株価が今かなり、また二万円という状況にまで一時的に上がりましたけれども、これと実体経済との関係というのは日銀総裁はどのように御覧になっておりますか。

○参考人(黒田東彦君) 従来から申し上げていましており、相場の水準とか動きについて具体的にコメントするのは差し控えたいと思いますけれども、その上で、一般論として、株価は基本的には将来の企業収益の見通しを反映するものではないかと思っております。その意味では、現在の株価上昇の背景には企業収益が過去最高水準まで改善しているということがあつたのではないかと思います。いずれにせよ、相場の水準、動きについては具体的なコメントは差し控えたいと思えます。

なお、先ほど申し上げましたとおり、量的・質的金融緩和を進めるに当たって、やはり経済・物価見通しだけでなく、様々な上下双方方向のリスク、その中には当然金融システムへの影響ということも含めてリスク要因を点検しておりまして、展望レポートでも示しております。半年に一回の金融システムレポートでもかなり詳しく示しております。日本銀行としても、引き続きそういった状況には十分注意していきたいと思っております。

す。

○平野達男君 私も余りお聞きすることないですけれども、最後の質問として、やっぱり先ほどの物価安定目標二%の達成ということについては、これはできるだけ早く達成していただかなきゃなりません。ただ、日銀総裁のミネソタでの講演あるいは今日の概要説明ではかなり自信を深めているという印象を受けますけれども、市場関係者の中ではまだちょっと乖離があるのかなという認識がある。この認識の乖離はなぜ起こっているのかということ、この乖離を埋めるために日銀総裁はこれからどういうことをやっていかなくちゃならないのか、そのことをちょっと伺いして、私の最後の、おしまいの質問にしたいと思います。

○参考人(黒田東彦君) 民間の方の見通しと私どもの見通しとの差がどこにあるのかというのは、必ずしも民間の見通しも様々です。ではつきりしません。大まかに言って二つあり得ると。

一つは、需給ギャップの見通し。これは今後の成長率がどのぐらいに行くかということの見通しと関連しています。成長率が余り上がらないと需給ギャップもそれほど縮まらないという見方をしている市場関係者もおられると思います。ただ、最近、IMFの成長見通しも上方修正されていますし、足下の需給ギャップも非常に縮んでおりますので、その違いはそれほど大きくないのかもしれない。

もう一つの違いは、物価上昇予想、物価上昇期待についての見通しの違いで、ここは引き続き、これも市場関係者によって非常に悲観的な方と、かなり上昇していくという見方の人といますので分かりますが、察するに、物価上昇期待が今後そう簡単に上がっていかない、なかなか上がらないという見通しを持っている市場関係者がやや物価上昇について悲観的な見通しを持っているのではないかと。

ではないかというふうに思っております。

○平野達男君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(古川俊治君) 本件に対する質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(古川俊治君) 株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。

内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害等の危機時における必要な資金供給を確保するとともに、地域活性化等につながる民間による成長資金の供給を促進することは重要な課題であります。政府は、こうした観点から、日本政策投資銀行について、完全民営化の方針を維持しつつ、その融資機能を活用するため所要の施策を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

第一に、当分の間、日本政策投資銀行に対し、危機対応業務を義務付けるとともに、その適確な実施のため、政府出資に係る期限の延長等所要の施策を講ずることといたしております。

第二に、同銀行が、地域活性化や日本企業の競争力強化等につながる出資等の業務を、期限を定めて集中的に実施するものとし、このため、政府出資等所要の施策を講ずることといたしております。

第三に、これらの施策を講ずる間、各業務の適確な実施を確保する観点から、政府は、各業務に対応し必要な同銀行の株式を保有することとしております。

第四に、日本政策投資銀行は、他の事業者との

間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならないこととするほか、その他所要の規定の整備を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(古川俊治君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「ついで、」の下に「会社の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として」を「できる限り早期に」に改める。

附則第二条の六の次に次の二十五条を加える。

(会社が危機対応業務を行う責務)

第二条の七 会社は、その目的を達成するため、当分の間、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給されるよう、附則第二条の十、第二条の十一、第二条の二十二及び第二条の二十四から第二条の三十までに定めるところにより、危機対応業務を行う

責務を有する。

(危機対応業務に係る株式の政府保有)

第二条の八 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式(株主総会において決議をすることができない事項の全部につき議決権を行使することができない株式を除く。附則第二条の十三において同じ。)の総数の三分の一を超える株式を保有していなければならない。

(危機対応業務に係る政府の出資)

第二条の九 政府は、当分の間、会社による危機対応業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

(危機対応業務の実施)

第二条の十 会社は、本店その他の財務大臣が指定する営業所(次項及び附則第二条の三十一第一項第一号において「指定営業所」という。)において危機対応業務を行うものとする。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、天災その他のやむを得ない理由により指定営業所において臨時に危機対応業務の全部又は一部を休止する場合を除き、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止してはならない。

(危機対応業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十一 会社は、財務省令で定めるところにより、第十七条の事業計画に危機対応業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく危機対応業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、危機対応業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務)

第二条の十二 会社は、その目的を達成するため、この条並びに附則第二条の十五から第二条

の二十まで及び第二条の二十三から第二条の三十までに定めるところにより、特定投資業務を行うものとする。

2 この条から附則第二条の二十まで並びに附則第二条の二十三、第二条の二十五、第二条の二十七及び第二条の三十一において「特定投資業務」とは、特定事業活動に対する投資業務のうち、地域経済の自立的発展に資する地域の特性を生かした事業活動の活性化又は我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に資する我が国の企業の競争力の強化並びに特定事業活動に対する金融機関その他の者による資金供給の促進に特に寄与すると認められるものであって、附則第二条の十七第一項の認可を受けた日から平成三十三年三月三十一日までに当該投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するものと並びにこれに附帯する業務(同年四月一日以後に行うものを含む。)をいう。

3 前項の「特定事業活動」とは、次に掲げる事業活動をいう。

一 我が国の事業者が、その有する十分に活用されていない経営資源を有効に活用し、新たな事業の開拓を行うこと又はその行う事業の分野と事業の分野を異にする事業者と有機的に連携し、経営資源を有効に組み合わせることを主とする経営の革新を行うことにより、その生産性又は収益性を向上させることを目指して行う事業活動

二 前号に掲げる事業活動に対し資金供給を行う事業活動

4 第二項の「投資業務」とは、次に掲げる資金供給の業務をいう。

一 劣後特約付金銭消費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、財務省令で定めるものをいう。)による資金の貸付けを行うこと。

二 資金の出資を行うこと。

三 劣後特約付社債(元利金の支払について劣

後的内容を有する特約が付された社債であつて、財務省令で定めるものをいう。)の取得を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、あらかじめ財務大臣の承認を受けた手法を用いて資金供給を行うこと。

(特定投資業務に係る株式の政府保有)

第二条の十三 政府は、会社が特定投資業務を完了するまでの間、会社による特定投資業務の適確な実施を確保する観点から、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならない。

(特定投資業務に係る政府の出資等)

第二条の十四 政府は、平成三十三年三月三十一日までの間、会社による特定投資業務の適確な実施のために必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、会社に出資することができる。

2 会社は、前項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充ててはならない。

(特定投資業務における一般の金融機関が行う金融等の補充又は奨励)

第二条の十五 会社は、特定投資業務を行うに当たっては、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補充し、又は奨励することを旨とするものとする。

(特定投資指針)

第二条の十六 財務大臣は、会社が特定投資業務を行うに当たって従うべき指針(次項及び次条第一項において「特定投資指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 特定投資指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定投資業務による資金供給の対象となる事業者及び当該資金供給の内容を決定するに当たって従うべき基準

二 特定投資業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 会社と他の事業者との間の適正な競争関係の確保に関する事項

四 特定投資業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特定投資業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特定投資業務の適確な実施を確保するために必要な事項

(特定投資業務規程)

第二条の十七 会社は、財務省令で定める特定投資業務の実施に関する事項について、特定投資指針に即して、特定投資業務に関する規程(次項において「特定投資業務規程」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 財務大臣は、前項の規定により認可をした特定投資業務規程が会社による特定投資業務の適確な実施上不適当となつたと認めるときは、会社に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(特定投資業務に係る事業計画の特則等)

第二条の十八 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了するまでの間、第十七条の事業計画に特定投資業務の実施方針を記載しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る第二十一条の事業報告書に前項の実施方針に基づく特定投資業務の実施状況を記載しなければならない。

3 会社の定款には、特定投資業務を完了するまでの間、会社法第二十七条各号に掲げる事項のほか、特定投資業務の適確な実施に関する事項を記載し、又は記録しなければならない。

(特定投資業務等に係る収支の状況)

第二条の十九 会社は、事業年度ごとに、財務省令で定めるところにより、特定投資業務を完了した日を含む事業年度までの各事業年度に係る次に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載

した書類を財務大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

一 特定投資業務

二 前号に掲げる業務以外の業務

(特定投資業務の完了)

第二条の二十 会社は、経済情勢、特定投資業務による資金供給の対象となつた事業者の事業の状況その他の事情を考慮しつつ、平成三十八年三月三十一日までに、特定投資業務において保有する全ての有価証券(金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)及び債権の譲渡その他の処分を行い、特定投資業務を完了するように努めなければならない。

2 会社は、特定投資業務を完了したときは、速やかに、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

3 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表するものとする。

(適正な競争関係の確保)

第二条の二十一 会社は、当分の間、その業務を行うに当たっては、他の事業者との間の適正な競争関係を阻害することのないよう特に配慮しなければならない。

2 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第十七条の事業計画に他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る方針を記載しなければならない。

3 会社は、財務省令で定めるところにより、当分の間、第二十一条の事業報告書に前項の方針に基づく業務の実施状況を記載しなければならない。

(危機対応準備金)

第二条の二十二 会社は、危機対応準備金を設け、附則第二条の九の規定により政府が出資した金額をもつてこれに充てるものとする。

2 会社は、附則第二条の九の規定による政府の出資があつたときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の九の規

定により出資された額の全額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

(特定投資準備金及び特定投資剰余金)

第二条の二十三 会社は、特定投資準備金を設け、附則第二条の十四第一項の規定により政府が出資した金額、第三項の規定により資本金又は準備金の額を減少した金額及び第四項の規定により剰余金の額を減少した金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 会社は、附則第二条の十四第一項の規定による政府の出資があったときは、会社法第四百四十五条第二項の規定にかかわらず、附則第二条の十四第一項の規定により出資された額の全額を特定投資準備金の額として計上するものとする。この場合において、同法第四百四十五条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)」とする。

3 会社は、特定投資業務を適確に実施するため必要があると認める場合には、資本金又は準備金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合における会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定の適用については、同法第四百四十七条第一項第二号中「準備金」とあるのは、「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法(平成十九年法律第八十五号)附則第二条の二十三第一項の特定投資準備金(以下この号、次条第一項第二号及び第四百四十九条第一項において「特定投資準備金」という。)とするとき」と、「準備金とする額」とあるのは、「準備金又は特定投資準備金とする額」と、同法第四百四十八条第一項第二号中「資本金」とあるのは、「資本金又は特定投資準備金」と、同法第四百四十九条第一項中「資本金とする」とあるのは、「資本金又は特定投資準備金とする」とする。

備金とする」とする。

4 会社は、特定投資業務を適確に実施するため必要があると認める場合には、剰余金の額を減少して、特定投資準備金の額を増加することができる。この場合においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 減少する剰余金の額

二 特定投資準備金の額の増加がその効力を生ずる日

5 前項各号に掲げる事項の決定は、株主総会の決議によらなければならない。

6 第四項第一号の額は、同項第二号の日における剰余金の額を超えてはならない。

7 会社は、特定投資剰余金を設け、財務省令で定めるところにより、毎事業年度の特定投資業務に係る損益計算上生じた利益又は損失の金額を計上するものとする。

(受信限度額及び与信限度額の特則)

第二条の二十四 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額が計上されている場合における第十四条の規定の適用については、当該計上されている額の合計額を資本金及び準備金の額に算入するものとする。

(剰余金の額等)

第二条の二十五 会社は、剰余金の額の計算上、最終事業年度(会社法第二十四条に規定する最終事業年度をいう。次項において同じ。)の末日における危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の額の合計額を、資本金及び準備金の額の合計額に算入するものとする。

2 会社は、剰余金の額の計算上、第一号から第三号までに掲げる額の合計額を会社法第四百四十六條第一号から第四号までに掲げる額の合計額に、第四号から第六号までに掲げる額の合計額を同条第五号から第七号までに掲げる額の合計額に、それぞれ算入するものとする。

一 最終事業年度の末日後に危機対応準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附

則第二条の二十七第四項第一号の危機対応準備金の額を除く。)

二 最終事業年度の末日後に特定投資準備金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資準備金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)

三 最終事業年度の末日後に特定投資剰余金の額の減少をした場合における当該減少額(附則第二条の二十七第四項第一号の特定投資剰余金の額のうち国庫に納付した金額を除く。)

四 最終事業年度の末日後に資本金又は準備金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

五 最終事業年度の末日後に剰余金の額を減少して特定投資準備金の額を増加した場合における当該減少額

六 前二号に掲げるもののほか、財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額

3 会社は、会社法第四百六十一条第二項に規定する分配可能額(附則第二条の二十七第六項において「分配可能額」という。)の計算に当たっては、同法第四百四十一条第一項に規定する臨時計算書類につき同条第四項の承認(同項ただし書に規定する場合にあつては、同条第三項の承認)を受けた場合における同条第一項第二号の期間の特定投資業務に係る利益の額として各勘定科目に計上した額その他の財務省令で定める各勘定科目に計上した額の合計額を同法第四百六十一条第二項第一号及び第二号に掲げる額の合計額から減ずるものとする。

(欠損の填補を行う場合の危機対応準備金等の額の減少)

第二条の二十六 会社は、資本準備金の額及び利益準備金の額が零となつたときは、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額(特定投資剰余金の額にあつては、当該額が零を超えている場合に限る。)を減少することができる。この場合においては、株主総会の決議によつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

ばならない。

一 減少する危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額

二 危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の減少がその効力を生ずる日

2 前項の決議は、財務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額は、それぞれ同項第二号の日における危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を超えてはならない。

4 第一項第一号の危機対応準備金の額、特定投資準備金の額及び特定投資剰余金の額の合計額は、同項の株主総会の日における欠損の額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

5 特定投資剰余金の額が零以下である場合には、第一項第一号の特定投資準備金の額は、特定投資準備金の額を減少することができる額として財務省令で定める方法により算定される額を超えてはならない。

6 会社は、第一項の規定により危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を減少した後において会社の剰余金の額が零を超えることとなつたときは、その超える部分の額に相当する金額により、この項の規定による危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額の増加額の累計額がそれぞれ当該減少した額の累計額に達するまで、財務省令で定めるところにより、危機対応準備金の額、特定投資準備金の額又は特定投資剰余金の額を増加しなければならない。

(国庫納付金)

第二条の二十七 会社は、危機対応業務の適確な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至つたと認める場合には、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納

て、その債務を弁済してなお残余財産があると

(会社法の準用)

のは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年

二項第五号において同じ。」と、「場合（減少す

る準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資準備金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十七条第二項の規定による特定投資準備金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二十七条第二項の規定による特定投資準備金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資準備金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十七条第二項の規定による特定投資準備金」と読み替えるものとする。

4 会社法第四百九十九条（第一項ただし書及び第六項第二号を除く。）及び第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号に係る部分に限る。の規定は、附則第二十七条第三項の規定により特定投資剰余金の額を減少する場合について準用する。この場合において、同法第四百四十九條第一項本文中「資本金又は準備金（以下この条において「資本金等」という。）とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十七条第三項の規定により特定投資剰余金（同法附則第二十七条第三項第七項の特定投資剰余金をいう。以下この条並びに第八百二十八条第一項第五号及び第二項第五号において同じ。）と、「場合（減少する準備金の額の全部を資本金とする場合を除く。）とあるのは「場合」と、「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第二項第一号中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同項第二号中「法務省令」とあるのは「財務

省令」と、同条第四項及び第五項ただし書中「資本金等」とあるのは「特定投資剰余金」と、同条第六項第一号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十七条第三項の規定による特定投資剰余金」と、「第四百四十七条第一項第三号」とあるのは「同条第四項第二号」と、同法第八百二十八条第一項第五号中「おける資本金」とあるのは「おける株式会社日本政策投資銀行法附則第二十七条第三項の規定による特定投資剰余金」と、「資本金の額の減少」とあるのは「当該特定投資剰余金の額の減少」と、同条第二項第五号中「資本金」とあるのは「株式会社日本政策投資銀行法附則第二十七条第三項の規定による特定投資剰余金」と読み替えるものとする。

第二項の三十一 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 附則第二十条の十第二項の規定に違反して、指定営業所において危機対応業務を休止し、又は廃止したとき。
二 附則第二十条の十四第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による出資により払い込まれた金銭を特定投資業務のための資金以外の資金に充てたとき。
三 附則第二十条の十七第二項の規定による命令に違反したとき。
四 附則第二十条の十九の規定に違反して、同条各号に掲げる業務の区分ごとの収支の状況を記載した書類を提出せず、若しくは公表せず、又は虚偽の記載をしたものを提出し、若しくは公表したとき。
五 附則第二十条の二十第二項の規定に違反して、特定投資業務を完了した旨の届出を行わなかったとき。
2 附則第二十条の二十四の規定の適用がある場合

における第三十四条第八号の規定の適用については、同号中「限度額」とあるのは、「附則第二十条の二十四の規定により危機対応準備金、特定投資準備金及び特定投資剰余金の合計額を資本金及び準備金の額に算入して計算した限度額」とする。

3 附則第二十条の十一第一項、第二十条の十八第一項又は第二十条の二十一第二項の規定の適用がある場合における第三十四条第十号の規定の適用については、同号中「第十七条」とあるのは、「第十七条又は附則第二十条の十一第一項、第二十条の十八第一項若しくは第二十条の二十一第二項」とする。

4 附則第二十条の十一第二項、第二十条の十八第二項又は第二十条の二十一第三項の規定の適用がある場合における第三十四条第十三号の規定の適用については、同号中「第二十一条」とあるのは、「第二十一条又は附則第二十条の十一第二項、第二十条の十八第二項若しくは第二十条の二十一第三項」とする。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（危機対応準備金に関する経過措置）

第二条 株式会社日本政策投資銀行（以下「会社」という。）は、この法律の施行後遅滞なく、次に掲げる額の合計額により資本金の額を減少し、危機対応準備金（この法律による改正後の株式会社日本政策投資銀行法（以下「新法」という。）附則第二十条の二十二第一項の危機対応準備金をいう。附則第四条第二項において同じ。）として計上するものとする。この場合における新法附則第二十条の二十二第一項の規定の適用については、同項中「金額」とあるのは、「金額及び株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第二十条第一項の規定により資本金の額を減少した金額」とする。

一 この法律による改正前の株式会社日本政策

投資銀行法（以下「旧法」という。）附則第二十条の二（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により政府が会社による危機対応業務（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二条第五号に規定する危機対応業務をいう。附則第四条第一項並びに第九条第一項及び第三項において同じ。）の円滑な実施のために会社に出資した額の累計額

二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに旧法附則第二十条の四第二項の規定により政府が償還をした国債の額の累計額

2

前項の規定による資本金の額の減少については、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十七条の規定の適用については、同条第一項第二号中「準備金」とあるのは「準備金又は株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第二十条の二十二第一項の危機対応準備金（以下この号において「危機対応準備金」という。）とすると」と、「準備金とする額」とあるのは「準備金又は危機対応準備金とする額」とする。

（国債の返還に関する経過措置）

第三条 旧法附則第二十条の三第二項の規定により交付された国債の返還については、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条の規定により読み替えて適用する新法附則第二十条の五第一項の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（国債の償還等に関する経過措置）

第四条 会社は、新法附則第二十条の四第一項（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第三十六条において読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当分の間、危機対応業務（施行日が平成二十七年四月一日後である場合には、同日以後施

行日の前日までに会社が行うものを含む。に係る資産の増加に応じて必要となる資本の額として財務省令で定めるところにより計算した金額を限り、旧法附則第二条の三第二項の規定により交付された国債の償還を請求することができ

2 会社は、新法附則第二条の四第三項の規定にかかわらず、施行日以後に同条第二項の規定により償還された額を危機対応準備金の額として計上するものとする。この場合における新法附則第二条の二十二第一項及び第二条の二十九の規定の適用については、同項中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定により償還を受けた金額及び附則第二条の九」と、同条中「附則第二条の九」とあるのは「附則第二条の四第二項の規定による国債の償還による出資、附則第二条の九」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における新法附則第二条の四第五項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「第二項並びに株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）附則第四条第一項及び第二項」とする。

（特定投資業務規程等に関する経過措置）
第五条 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法附則第二条の十七第一項に規定する特定投資業務規程を定め、財務大臣の認可を受けるものとする。

2 会社は、この法律の施行後遅滞なく、新法第十七条の事業計画を新法附則第二条の十一第一項、第二条の十八第一項及び第二条の二十一第二項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

3 会社は、この法律の施行後遅滞なく、その定款を新法附則第二条の十一第三項及び第二条の十八第三項の規定に適合するように変更し、財務大臣の認可を受けるものとする。

（政令への委任）
第六条 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の一部改正）

第七条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「については、」の下に「これらの機関の業務を承継する機関の目的の達成に与える影響及び」を加え、「平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、」を「できる限り早期に」に改める。

（調整規定）

第八条 施行日が株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）次項において「商中法等改正法」という。の施行の日前となる場合には、同日の前日までの間における前条の規定による改正後の簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定の適用については、同項中「商工組合中央金庫及び」とあるのは「商工組合中央金庫に対する政府の出資については、市場の動向を踏まえつつその縮減を図り、平成二十七年四月一日から起算しておおむね五年後から七年後を目途として、その全部を処分するものとし、」と、「これらの機関の」とあるのは「その」とする。

2 施行日が商中法等改正法の施行の日後となる場合には、前条の規定は、適用しない。

（危機対応業務に関する検討）
第九条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、指定金融機関（株式会社日本政策金融公庫法第十一条第二項に規定する指定金融機関をいう。）に係る制度の運用の状況、会社による危機対応業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害に対処するための資金を必要とする者に対し円滑に資金が供給される

ことを確保する観点から、会社による危機対応業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

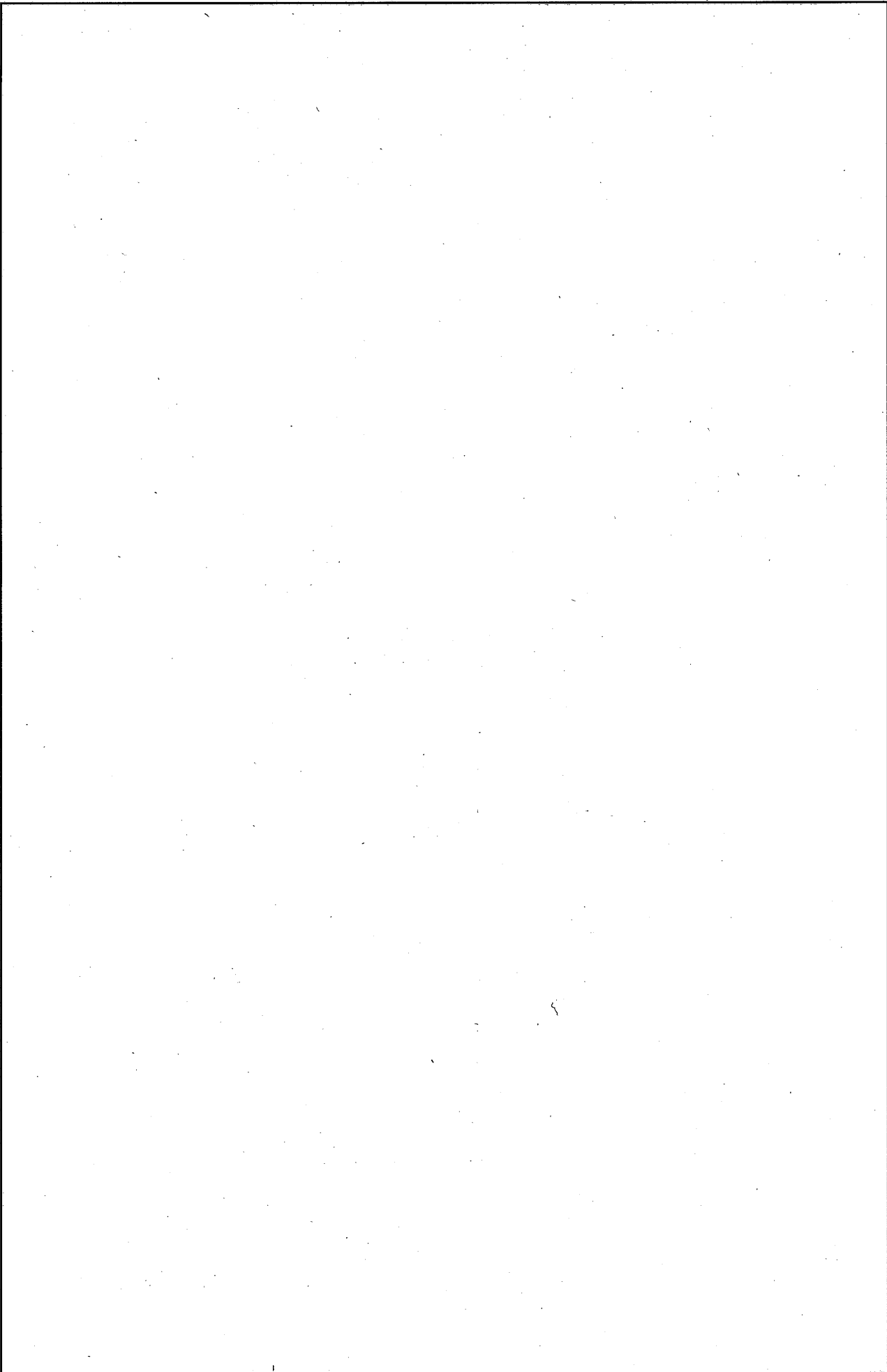
2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。

3 政府は、第一項の検討の結果、政府による会社の株式の保有に関する義務に係る措置その他の会社による危機対応業務の適確な実施を確保するための措置を継続する必要があると認めるときは、速やかに、当該措置を廃止するために必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（特定投資業務に関する検討）

第十条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特定投資業務（新法附則第二条の十二第二項に規定する特定投資業務をいう。以下この項において同じ。）の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、我が国経済の持続的な成長に資する長期資金その他の資金の供給の一層の促進を図る観点から、会社による特定投資業務の在り方及びこれを踏まえた会社に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の検討を行うに当たっては、一般の金融機関を代表する者その他の関係者の意見を聴かなければならない。



平成二十七年五月十八日印刷

平成二十七年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C